

厚生労働行政推進調査事業費補助金

（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

分担研究報告書

労働安全衛生法第 59 条から第 63 条の逐条解説

分担研究者 阿部 理香 九州国際大学法学部法律学科

研究要旨

本分担研究は、安衛法第 59 条から第 63 条（第 6 章「労働者の就業に当たっての措置」）について、立法趣旨や背景となった災害事例、関係判例、適用の実際等を調査し、現代的な課題や論点について検討することを目的としている。

適用の実際については、行政官等のインタビューを通じて得られた実際の運用や、行政実務の現場で認識されている課題等を反映させている。

第 6 章は、労働災害を防止するためには、危険有害な機械や物質に対する規制をかけるだけでなく、それらを用いて実際に作業にあたる労働者自身が適切にそれらを取り扱う必要があるとの認識を前提に、様々な立場の者や各局面に適した段階的な教育を求めている点が特徴的である。

例えば、労働力不足に伴い高年齢者の雇用促進が労働政策上の課題となっているわが国においては、他の年齢層以上に労働災害のリスクへの配慮が求められる中高年齢者等の安全衛生上の適正配置は、労働安全衛生にかかる行政上の具体的戦略として、今後さらに重要性が増していくものと思われる。関連するのは法 63 条であるが、同条は努力義務規定であることから、監督実務上、違反が切られるケースはほとんどないようである。しかし、裁判例では、直接の言及はないものの、同条の趣旨が汲まれていると推測されるものがあることが明らかとなった。

今後の安衛法改正の展望として、労働者の地位と局面の段階的な教育体制の中に、労働者の特性—中高年齢者をはじめ、労働災害防止のために特に必要な教育・適正配置を取り込むことを検討する余地はあるのではないだろうか。少なくとも、安全衛生教育に対する国の支援の充実が求められるように思われる。なお、就業上の配慮が必要な労働者は、中高年齢者にとどまらない。中高年齢者「等」に該当するものとして、通達では身体障害者および出かせぎ労働者が挙げられているが、その範囲には検討の余地があると思われる。また、安全衛生教育が必要だとしても、その実効性をいかにして高めていくべきかについては、今後も検

討すべき課題である。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 59 条から第 63 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

第 6 章（59 条～63 条）

労働災害を防止するためには、危険有害な機械や物質に対して規制をかけるだけでなく、また、それらが瑕疵・欠陥のない状態にあることだけでなく、それらを用いて実際に労務に従事する労働者自身が適切に安全に取り扱う必要がある。そこで、第 6 章は、労働者の就業に当たっての措置として、安全のための教育、就業制限、適正配置について定めている。

具体的には、事業者に対し、雇入れ時や作業内容変更時など、労働者が新たな業務に従事する局面を特に重視し、必要な教育を実施することを義務づけるとともに、職長などの立場に就く者には、監督としての職務を遂行するに必要な教育を求めるなど、階層的な教育を予定している点が特徴的である。

また、危険有害な機械等を取り扱う労働者に対しては、扱う機械等に応じて、特別教育を求めたり、危険性がより高いものについては、免許を持たない者に対して、その就業を制限するなどしている。

さらに、教育は一度行えば十分とはいえないから、定期的に教育を行うこと、また、新たな機械を導入した場合には、必要な教育を行うよう努めるべきとされる。しかし、行政官のヒアリングによると、教育の重要性は誰もが否定しえないものではあるが、事業規模によっては、教育にまで及ばないのが実態であること、国の方針として積極的なバックアップがないと、現場での指導も困難であること等が指摘された。

他方、労働災害を防止するための労働者への就業措置で教育以外のものとして、

個々の労働者が抱える特性に応じた適正配置がある。ここで主に念頭に置かれているのは、高年齢者である。労働力不足に伴い高年齢者の雇用促進が労働政策上の課題となっているわが国において、他の年齢層以上に労働災害リスクへの配慮が求められる中高年齢者等の安全衛生上の適正配置は、労働安全衛生行政上の具体的戦略として、今後さらに重要性を増していくものと思われる。関連するのは法 63 条であるが、同条は努力義務規定であることから、監督実務上、違反が切られるケースはほとんどないようである。しかし、裁判例では、直接の言及はないものの、同条の趣旨が汲まれていると推測されるものがあることが明らかとなった。

今後の安衛法改正の展望としては、労働者の地位と局面の段階的な教育体制の中に、労働者の特性—中高年齢者をはじめ、労働災害防止のために特に必要な教育・適正配置を取り込むことを検討する余地はあるのではないだろうか。また、就業上の配慮が必要な労働者は、中高年齢者にとどまらない。中高年齢者「等」に該当するものとして、通達では身体障害者および出かせぎ労働者が挙げられているが、その範囲には検討の余地があると思われる。また、安全衛生教育が必要だとしても、その実効性をいかにして高めていくべきかについては、今後も検討すべき課題であることが明らかとなった。

1 第 59 条

1. 1 条文

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

1. 2 趣旨と内容

1. 2. 1 第 59 条

1. 2. 1. 1 趣旨

安全衛生教育及び研修は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるものであり、教育機会を提供することにより、我が国の安全衛生水準の向上に大きく寄与することが期待されている¹。

このうち、安衛法第 59 条は、事業者に対し、労働者を新たに雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには安全衛生教育の実施を、そして、労働者を一定の危険または有害な業務に従事させるときには特別教育の実施を義務づけている。その趣旨は、事業場で取り扱われる機械・設備や原材料、作

¹ 「安全衛生教育及び研修の推進について」平成 3 年 1 月 21 日基発第 39 号、改

正平成 28 年 10 月 12 日基発 1012 第 1 号。

業環境の危険および有害性を労働者自身が認識したうえで、適切に作業を行えるために必要な安全衛生教育を施すことにより、労働災害の人的な要因を除去することである。

1. 2. 1. 2 内容

1. 2. 1. 2. 1 雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育の内容

労働者を新たに雇い入れた場合に事業者が行うべき安全衛生教育は、安衛則第 35 条に定められている。すなわち、①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事、②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事、③作業手順に関する事、④作業開始時の点検に関する事、⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事、⑥整理、整頓及び清潔の保持に関する事、⑦事故時等における応急措置及び退避に関する事、⑧その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項に関する事である。ただし、安衛令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、①～④を省略することができる（安衛則第 35 条 2 項）。もっとも、一部の項目について省略ができる場合であっても、⑧で「当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項」については実施しなければならないため、教育対

象から必要事項が漏れることはないといわれる²。また、③作業手順に関する事については、現場に配属された後、作業見習いの過程において教えることが原則とされる³。

安衛則に列挙する事項については、作業内容を変更するときも同様に実施しなければならないところ、「作業内容を変更したとき」とは、異なる作業に転換したときや作業設備、作業方法等について大きな変更があったときなど、労働者の安全を確保するために教育が必要と考えられる場合をいう⁴。作業内容変更時の安全衛生教育義務が追加されたのは、安全衛生教育の必要性の観点からは、雇入れ時の状況と実質的に異なるからである。そのため、軽易な変更については含まれない⁵。

安全衛生教育は、教育にあてるべき時間数については法令上の規定はないが、当該業務に伴う労働災害防止のために行われるものであり、事業者の責任において実施されなければならないものであるから、所定労働時間内に行われるのが原則である⁶。法定労働時間外に実施する場合は、労基法第 37 条に定める割増賃金の支払義務が発生する。

現行法上、安衛法第 59 条に基づく安全衛生教育について、安全衛生教育計画を策定する義務があるのは、指定事業場または都道府県労働局長が労働災害の発生率を考慮して指定する事業場等であり、それ以外の

² 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019 年（平成 31 年・令和元年））270-271 頁。

³ 昭和 47・9・18 基発第 601 号の 1。

⁴ 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の

詳解—労働安全衛生法の逐条解説—〔改定 4 版〕』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））692 頁。

⁵ 昭和 47・9・18 基発第 602 号。

⁶ 昭和 47・9・18 基発第 602 号。

事業場では義務づけがない。もっとも、安全衛生教育計画の策定義務がない事業場であっても、「安全教育に関する計画」及び「衛生教育に関する教育」は、安全・衛生委員会の調査審議事項になっているため（安衛則第 21 条第 4 号、第 22 条第 4 号）、同委員会の設置義務がある事業場では、教育内容の実施計画が作成されていると考えられることが指摘されている⁷。

1. 2. 1. 2. 2 適用対象者

安全衛生教育を受ける労働者の範囲は、安衛法第 66 条に基づく定期健康診断の対象労働者について、安衛則第 43 条および第 44 条が、「常時使用する」労働者と定めているのに対し、安衛法第 59 条関連規定には、「常時」の限定がないため、事業者は、短時間労働者や臨時に雇い入れた労働者についても、安全衛生教育を実施しなければならず、雇用期間が 1 日であっても本条にもとづく安全衛生教育を省略することはできないとされる⁸⁹。

また、派遣労働者については、雇入れ時の安全衛生教育の実施責任は、雇用関係のある派遣元事業者が負う。もっとも、特殊な機械・設備を使用する場合など派遣元事業者

による安全衛生教育の実施に限界がある場合がある。そのため、派遣先事業主は、派遣元事業主が派遣労働者に対する雇入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育を適切に行えるよう、当該派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元事業主に対して積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努めることとされている¹⁰。

また、派遣労働者に対する作業内容変更時の安全衛生教育については、派遣元事業者および派遣先事業者が実施責任を負う（労働者派遣法第 45 条）。したがって、同一の派遣先事業者のもとで派遣労働者の作業内容が変更された場合の安全衛生教育は派遣先事業主が、従前の作業内容が異なる派遣先に労働者を派遣する場合は、派遣元事業者が作業内容変更時の安全衛生教育を実施することとなる。

派遣労働者が被災した場合で、雇入れ時または作業内容変更時の安全衛生教育について派遣元事業者と派遣先事業者との間で委託契約が締結されていた等の事情があった場合、安全衛生教育の実施主体である派

⁷ 畠中・前掲註 4（2019 年（平成 31 年・令和元年））268 頁。

⁸ 山本和義「連載 働く人の安全と健康の確保は企業の礎 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者等の実務必携 第 22 回 安全衛生業務をどのように進めるか（安全衛生教育と資格①）労働安全衛生広報 1216 号（2019 年（平成 31 年・令和元年））32 頁。

⁹ 山本和義「特集 新入社員の暗然衛生教育の進め方 事業場の実態に即した効果的な安全衛生教育の実施を！」労働安全衛生広報（2014 年（平成 26 年））9 頁。

¹⁰ 「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 138 号、平成 30 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 417 号）

遣先事業者は、当該委託契約にもとづき労働災害にかかる民事責任を負う可能性がある。

1. 2. 1. 2. 3 危険有害な業務に対する特別教育

特別教育を実施すべき「危険または有害な業務」については、安衛則第 36 条において、研削砥石の取替の業務、小型ボイラーの取扱いの業務、動力プレス機械の金型の調整など 57 業務が定められている。

特別教育の実施に必要な事項や教育時間は、それぞれ関係法令および労働省令告示等で示されている（安衛則第 39 条、安全衛生特別教育規程¹¹、クレーン等安全規則第 21 条¹²、第 67 条¹³、第 107 条¹⁴、第 183 条¹⁵、第 222 条¹⁶、クレーン取扱い業務等特別教育規定¹⁷、ボイラー及び圧力容器安全規則第 92 条、ゴンドラ安全規則第 12 条、四アルキル鉛中毒予防規則第 21 条、高気圧作業安全衛生規則第 11 条、電離放射線障害防止規則第 52 条の 5 から第 52 条の 9、酸素欠乏症等防止規則第 12 条、粉じん障害防止規則第 22 条、石綿障害予防規則第 27 条、除染電離則¹⁸第 19 条）。

安衛法第 59 条第 3 項の特別教育の一部は、旧労基法の就業制限に沿革があり、危険度に応じて、就業要件を免許取得者、技能講習修了者、特別教育修了者と段階的に置い

ている¹⁹。そのため、安衛法第 59 条第 3 項および安衛則第 36 条に定める業務について、上級の資格（免許取得または技能講習修了）を有する者については、特別教育の科目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められるため、当該科目にかかる特別教育を省略することができる（安衛則第 37 条）。

特別教育科目を省略することのできる者としては、上級資格の取得者のほかに、他の事業場あるいは外部の機関において当該業務に関してすでに特別教育を受けた者等も該当する。特別教育を行った事業者は、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3 年間保存しておかなければならない（安衛則第 38 条）。

なお、安衛法第 59 条第 3 項違反については、6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（安衛法第 119 条第 1 号）。

派遣労働者に対する特別教育については、派遣中は派遣先事業者で使用されているとみなされ、派遣先事業者が特別教育を実施しなければならず、特別教育にかかる記録・保存も派遣先事業者が行わなければならない（労働者派遣法第 45 条第 3 項）。

1. 2. 1. 2. 4 特別教育の内容及び教育時間等

¹¹ 昭和 47 年労働省告示第 92 号。

¹² クレーン運転

¹³ 移動式クレーン運転

¹⁴ デリック運転

¹⁵ 建設用リフト運転の特別の教育

¹⁶ 玉掛け業務

¹⁷ 昭和 47 年労働省告示第 118 号。

¹⁸ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

¹⁹ 島中・前掲註 4（2019 年（平成 31 年・令和元年））275-276 頁。

安衛法第 59 条第 3 項に定める「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」には、以下の 59 業務が該当する（安衛則第 36 条）。
特別教育の科目と時間数

（1）研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務（第 1 号）



研削といし 20

研削「といし」部分は誤った取扱いをすると破壊することがあり、重大な災害につながる恐れがある。そこで、研削といしを取替えたり、その際に試運転を行う業務に従事する労働者には研削といしの危険性および安全な取扱いについて必要な知識・技術を身に付けさせることを事業者に求めたものである。

- ・ 機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
機械研削用研	機械研削用研削	4 時

削盤、機械研削用といし、取付け具等に関する知識	盤の種類及び構造並びにその取扱い方法 機械研削用といしの種類、構成、表示及び安全度並びにその取扱い方法 取付け具 <small>おおい</small> 覆い 保護具 研削液	間
機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	機械研削用研削盤と機械研削用といしとの適合確認 機械研削用といしの外観検査及び打音検査 取付け具の締付け方法及び締付け力 バランスの取り方 試運転の方法	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実技教育		
	機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法	3 時間

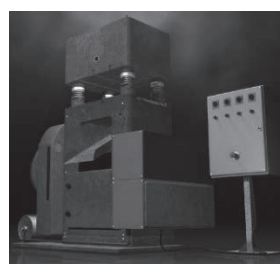
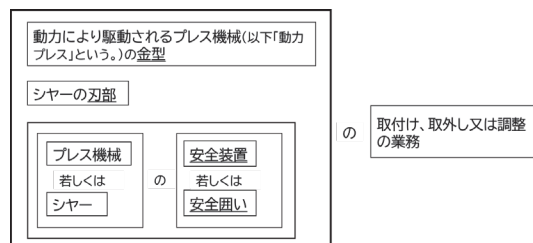
- ・ 自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育

		時間
自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	自由研削用研削盤の種類及び構造並びにその取扱い方法 自由研削用といしの種類、構成、表示及び安全度並びにその取扱い方法 取付け具 覆い 保護具	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	自由研削用研削盤と自由研削用といしとの適合確認 自由研削用といしの外観検査及び打音検査 取付け具の締付け方法及び締付け力 バランスの取り方 試運転の方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法		2時間

しくはシヤアの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務（第2号）



プレス機 21



シヤア22：剪断作用によって金属板金を切断する工具

(2) 動力により駆動されるプレス機械（以下「動力プレス」という。）の ^{かながた}金型、シヤアの刃部又はプレス機械若

本業務の特別教育は、学科教育及び実技教育によって行われる。学科教育において必要な科目および範囲・教育時間は、以下の

21 労働安全衛生推進協会（<http://www.axtu.org/douryoku-press-tokubetsukyoku.html>）

22 VOLTECHNO（ボルテクノ）のWEBサイト（<https://voltechno.com/blog/tool-shear/>）：最終閲覧日 2022年10月9日

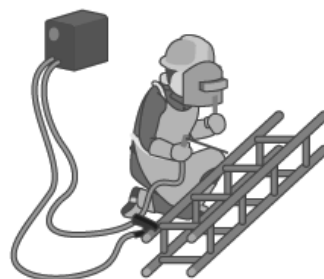
表のとおりである。また、実技教育は、プレス機械の金型、シヤアの刃部又はプレス機械若しくはシヤアの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整について、2時間以上行うものとされる。

調整等に関する知識		
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

教育科目と時間

科目	範囲	教育時間
プレス機械又はシヤア及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識	プレス機械又はシヤア及びこれらの安全装置又は安全囲いの種類、構造及び点検	2時間
プレス機械又はシヤアによる作業に関する知識	材料の送給及び製品の取出し プレス機械の金型、シヤアの刃部又はプレス機械若しくはシヤアの安全装置若しくは安全囲いの異常及びその処理	2時間
プレス機械の金型、シヤアの刃部又はプレス機械若しくはシヤアの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整	プレス機械の金型、シヤアの刃部又はプレス機械若しくはシヤアの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整	3時間

(3) アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等(以下「アーク溶接等」という。)の業務(3号)



アーク溶接 23

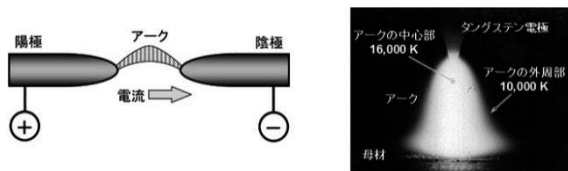
アークとは、高温で強い光を発する気体放電現象の一種である。炭素やタングステンなどの電極を接触させ、電流を流している状態で電極を引き離すと電極間にアークが発生する(左図参照)。身近なアークの例として、通電中のプラグをコンセントから引き抜いたときに発生するスパークが挙げられる。

アーク溶接は、金属の電極と溶接する対象物の間で火花を起し、溶接を施す作業をいう。溶接で使用するアークは、一般的に電極から母材に向かって広がり、ベル形状に発生する(右図参照)。アーク放電は不安定な現象で維持・安定が困難であるところ、

23 コベルコ教習所 新潟教習センター
(<https://www.kobelco->

[kyoshu.com/niigata/licenses/](https://www.kobelco.com/kyoshu.com/niigata/licenses/)アーク溶接等特別教育/)

アーク溶接機はアークを安定化させることにより溶接を可能にしている。



アーク 24

アーク溶接装置に不備等があったり、不適切な方法で溶接作業がなされると、作業者の感電あるいは高所からの転落につながりうる。また、溶接中のアークによる火災・爆発等の重大災害も発生しうる 25。

そこで、こうした事故を防止するため、学科教育及び実技教育により特別教育を行うものとした。教育内容は以下の表のとおりである。また、実技教育は、アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法について、10時間以上行うものとする。

教育科目と時間

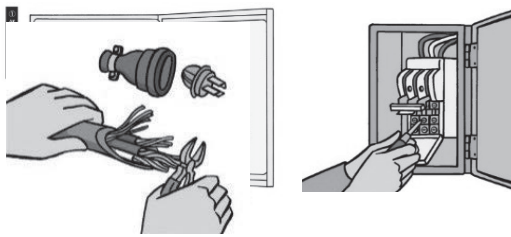
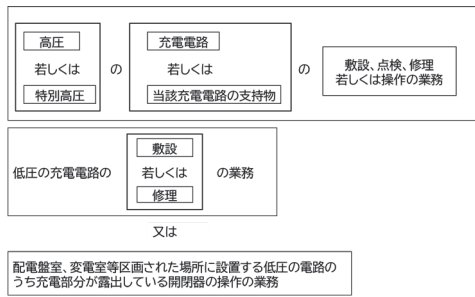
科目	範囲	教育時間
アーク溶接等に関する知識	アーク溶接等の基礎理論 電気に関する基礎知識	1時間
アーク溶接装置に関する基礎知識	直流アーク溶接機 交流アーク溶接機 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 溶接棒等及び	3時間

	溶接棒等のホルダー 配線	
アーク溶接等の作業の方法に関する知識	作業前の点検整備 溶接、溶断等の方法 溶接部の点検 作業後の処置 災害防止	6時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

(4) 高圧（直流にあつては750ボルトを、交流にあつては600ボルトを超え、7000ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（7000ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（次号に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務（4号）

24 ダイヘン (<https://www.daihen.co.jp/products/welder/faq/basic/q2.html>)

25 SAT 株式会社 (<https://www.sat-co.info/blog/arcwelding200001/#i-2>)



キャタピラー教習所 HP26

充電回路とは、裸線（露出部分等）に触れれば感電する通電の状態をいう。「充電回路の敷設若しくは修理の業務」とは、充電回路の状態で、電動工具のコードが破線している場合に絶縁テープを巻いて修理することなどが含まれる 27。

事業者は、充電回路等の敷設または修理等の業務、あるいは、充電部分が露出している開閉器の操作の業務を行う場合、労働者が感電することのないよう、電気取扱業務に係る特別教育の実施が義務づけられている。

特別教育に必要な学科教育は、以下の表のとおりである。また、実技教育は、高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、15 時間以上（充電回路の操

作の業務のみを行なう者については、1 時間以上）行なうものとする。

教育科目と時間

科目	範囲	教育時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電回路の防護 作業者の絶縁保護 停電回路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

(5) 対地電圧が 50 ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務(4 の 2 号)

26 キャタピラー教習所 (知っていますか? 低圧電気取扱いの資格について | キャタピラー教習所 (jpnecat.com))

27 キャタピラー教習所 (知っていますか? 低圧電気取扱いの資格について | キャタピラー教習所 (jpnecat.com))

本業務は、いわゆる電気自動車またはハイブリッド自動車等の整備業務を内容とするものであり、低圧電気取扱業務の特別教育から分離する形で、令和元年に新たに追加されたものである（厚労告83）。学科教育の科目および内容・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。実技教育は、安衛則第36条第4号の2の自動車の整備作業の方法について、1時間以上行うものとする。もっとも、改正前に低圧電気取扱業務の特別教育を修了された労働者については、電気自動車整備の業務等に係る特別教育を新たに修了する必要は必ずしもない28。

なお、対地電圧とは、接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧のことである29。対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車としては、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械およびバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれる30。

低圧の電気装置に関する基礎知識	安衛則第36条第4号の2の自動車の仕組みと種類 コンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5時間
自動車の整備作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 サービスプラグの取扱いの方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

教育科目と時間

科目	範囲	教育時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間

（6）最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の道路（以下「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務（5号）

28 コベルコ教習所 新潟センター
（ <https://www.kobelco-kyoshu.com/niigata/licenses/>）

navi.com/dictionary/3155/

29 E&M JOBS （ [https://em.ten-](https://em.ten-kyoshu.com/niigata/licenses/)

30 コベルコ教習所 新潟センター
（ <https://www.kobelco-kyoshu.com/niigata/licenses/>）



フォークリフト 31

フォークリフトとフォークローダーの違いは？

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置及び走行に関する附属装置の構造並びにこれらの取扱い方法	2時間
フォーク	フォークリフトの荷	2時

リフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	役装置、油圧装置(安全弁を含む。)、ヘッドガード、バックレスト及び荷役に関する附属装置の構造並びにこれらの取扱い方法	間
フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度荷重 応力材料の強さ	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
フォークリフトの走行の操作	基本走行及び応用走行	4時間
フォークリフトの荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し 荷の配列及び積重ね	2時間

(7) 最大荷重 1 トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転 (道路上を

31 公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 (<https://www.f-roukijunren.or.jp/> フォークリフト運転技能講習%EF%BC%88 最

大荷重%EF%BC%91 トン以上%EF%BC%89-《登録第 11 号》.html)

走行させる運転を除く。）の業務（5の2号）



ショベルローダー



フォークローダー

ショベルローダーは、原則として車体前方のショベル(バケット)をリフトアームで上下させて主にバラ物の荷役を行う車両を指し、フォークローダーは、原則として車体前方のフォークをリフトアームで上下させて材木などの荷役を行う車両をいう³²⁾。

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ショベルローダー等の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	ショベルローダー等（安衛則第36条第5号の2の機械をいう。以下同じ。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱い方法	2時間
ショベルローダー等の荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	ショベルローダー等の荷役装置、油圧装置、ヘッドガード及び荷役に関する附属装置の構造及び取扱い方法	2時間
ショベルローダー等の運転に必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		

32 コベルコ教習所 (<https://www.kobelco-kyoshu.com/licenses/%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%99%E3%83%AB%E3%83%AD%E3%83%BC%E>

[3%83%80%E3%83%BC%E7%AD%89%E9%81%8B%E8%BB%A2%E6%8A%80%E8%83%BD%E8%AC%9B%E7%BF%92/\)](https://www.kobelco-kyoshu.com/licenses/%E3%83%80%E3%83%BC%E7%AD%89%E9%81%8B%E8%BB%A2%E6%8A%80%E8%83%BD%E8%AC%9B%E7%BF%92/)

科目	範囲	教育時間
シヨベルローダー等の走行の操作	基本操作 定められたコースによる 基本走行及び応用走行	4時間
シヨベルローダー等の荷役の操作	基本操作 定められた方法による荷の移動及び積重ね	2時間

(8) 最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（5の3号）



ゴムクローラ式不整地運搬車 33



ホイール式不整地運搬車 34

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下

の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
不整地運搬車の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	不整地運搬車（安衛則第36条第5号の3の機械をいう。以下同じ。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	2時間
不整地運搬車の荷の運搬に関する知識	不整地運搬車の荷役装置及び油圧装置の構造及び取扱いの方法並びに荷の積卸し及び運搬の方法	2時間
不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		

33 コマツ教習所（<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillDumpTruck.aspx>）

34 コマツ教習所（<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillDumpTruck.aspx>）

科目	範囲	教育時間
不整地運搬車の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4時間
不整地運搬車の荷の運搬	基本操作 定められた方法による荷の運搬	2時間

(9) 制限荷重 5 トン未満の揚貨装置の運転の業務（6号）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
揚貨装置に関する知識	デリックブーム、デリックポスト、ガイその他の主要構造部分 巻上げ装置 制動装置 揚貨装置の機能及び取扱い方法	4時間
原動機及び電気に関する知識	蒸気機関 内燃機関 電動機 電流電圧及び抵抗 電力及び電力量 電力計 制御装置その他の揚貨装置に関する電気機械器	2時間

	具 感電による危険性	
揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 重量 速度 荷重（静荷重及び動荷重） 応力 材料の強さ ワイヤロープ フック及びスリングの強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	4時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
揚貨装置の運転	重量の確認 荷の巻上げ 定められた経路による荷の運搬 定められた位置への荷卸し	3時間
揚貨装置の運転のための合図	手、小旗等を用いて行なう合図	1時間

(10) 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（6の2号）

特別教育に必要な学科教育および実技教

育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

の作業のための装置の操作	れた方法による伐木、造材及び原木の集積	間
--------------	---------------------	---

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	1時間
伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間
伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	2時間
伐木等機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
伐木等機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	2時間
伐木等機械	基本操作 定めら	4時

(11) 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（6の3号）

平二五厚労告三六三・追加

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	1時間
走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間
走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	2時間
走行集材機械の運転に関する知識	走行集材機械の運転に必要な力学	1時間

必要な一般的事項に関する知識	電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱いの方法	
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
走行集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	3時間
走行集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間

(12) 機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材（以下「原木等」という。）を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転の業務（7号）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
機械集材装置に関する	機械集材装置の集材機の種類、構造	3時間

知識	及び取扱いの方法 機械集材装置の索張り方式 集材方法	
ワイヤロープに関する知識	ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
機械集材装置の集材機の運転	基本操作 応用運転	4時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4時間

(13) 簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（7号の2）

（平二五厚労告三六三・追加）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	簡易架線集材装置の集材機の種類及び用途 架線集材機械の種類及び用途	1時間
架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法 簡易架線集材装置の索張りの方法	2時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		

科目	範囲	教育時間
架線集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	1時間
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4時間

(14) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(8号)

(昭五二労告一〇〇・平三一厚労告三二・一部改正)

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
伐木等作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢	4時間

	の切創防止用保護衣等の着用	
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取り扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
伐木等の方法	伐木の方法 かかり木の処理方法 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	5時間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	2時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間

第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（9号）

小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育

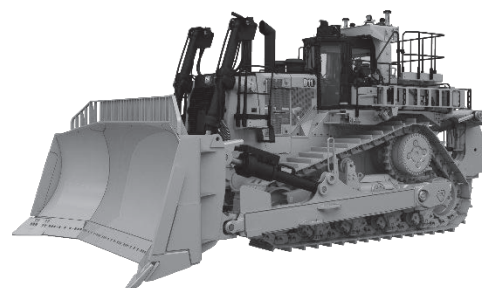
(昭52労告117・一部改正)

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

令別表第7の1号または2号（小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)）に定める以下の機械の運転業務に必要な学科教育および実技教育は以下のとおりである。

1号（整地・運搬・積込み用機械）

1. ブル・ドーザー35



2. モーター・グレーダー36

(15) 機体重量が3トン未満の令別表第7

35 日本キャタピラー
(<https://www.nipponcat.co.jp/products/dozers/>)

36 コマツ
(https://kcsj.komatsu/products/construction_machine/motor_grader.html)



トンネル掘削において、掘り出されたずりを運搬用車両等に積み込む目的で作られた機械 39

5. スクレーパー40

3. トラクター・ショベル 37



4. ずり積機 38



6. スクレープ・ドーザー41



37 厚生労働省「職場の安全を応援する情報発信サイト 職場のあんぜんサイト」のウェブサイト (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=101286 :最終閲覧日 2022年10月9日)

38 コトブキ技研工業株式会社のウェブサイト (https://www.kemco.co.jp/pro_kenki/kenki_schaeffloader_k141.html)

39 電設資材・電線・ケーブル ネット通販 Watanabe ホームページ(<https://www.fukuwatanabe.com/ec/glossary/tunnel/006zurishori/038.html>)

40 丸磯建設のウェブサイト (<https://maruiso.com/public-works/machine/> :最終閲覧日 2022年10月9日)

41 モデルトラックファクトリー (<https://www.mt->

7. 1 から 6 までの掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

2号（掘削用機械）

1. パワー・ショベル 42



2. ドラグ・ショベル（油圧ショベル）



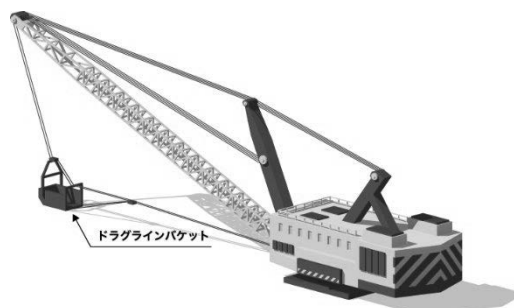
パワー・ショベルとの違い

3. ドラグライン 43

factory.jp/nzg/models/398.htm)

42 コ マ ツ
(https://kcsj.komatsu/products/construction_machine/)

43 ア ー ル ア イ (https://r-i.jp/glossary/kana_ta/to/002231.html)



土工事用掘削機の種類で、機体から伸ばしたブームの先に吊るしたバケットを振り子のように前方に投げ、引き寄せながら土砂をすくう仕組みとなっており、機械を移動させずに広範囲の掘削ができる 44。

4. クラムシエル 45

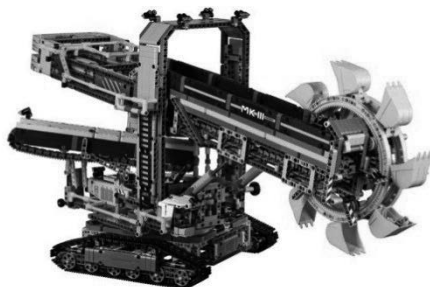


クラムシエルとは、ブームの先端にワイヤロープで吊られたクラムシエルバケットから、二枚貝のように土砂をつかんで掘削する掘削機をいう。

44 ア ー ル ア イ (https://r-i.jp/glossary/kana_ta/to/002231.html)

45 東 北 リ ー ス
(http://www.tohokulease.com/equipment_list/shovel/)

5. バケット掘削機 46



6. トレンチャー



ホイールトレンチャー47



チェーントレンチャー48

7. 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の走行に関する知識	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) (安衛則第 36 条第 9 号の機械のうち令別表第 7 第 1 号又は第 2 号に掲げる機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱い方法	3 時間
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の種類及び用途小型車両系建設	2 時間

46 GIZMODE
 (https://www.gizmodo.jp/2016/07/post_664834.html)

47 Direct INDUSTRY
 (<https://www.directindustry.com/ja/prod/the-charles-machine-works->

[inc/product-41264-795553.html](https://www.directindustry.com/ja/product-41264-795553.html))

48 Direct INDUSTRY
 (<https://www.directindustry.com/ja/prod/the-charles-machine-works-inc/product-41264-1893989.html>)

業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱い方法 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）による一般的作業方法	
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般的事項に関する知識	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4時間

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2時間
--	---------------------------	-----

令別表第7の3号（基礎工用機械）に定める以下の1～8の運転業務に必要な学科教育および実技教育は以下のとおりである。

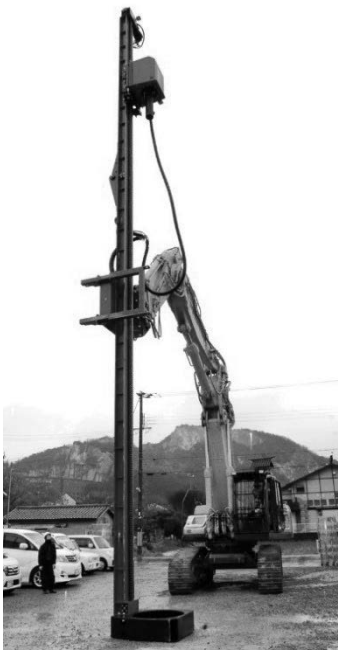
1. くい打機 49



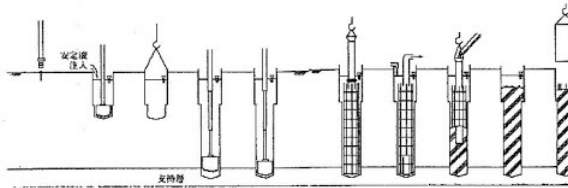
2. くい抜機 50

49 日本車両製造株式会社 HP (<https://www.n-sharyo.co.jp/business/kiden/earthdrill/dhj60-3.html>)

50 株式会社エス・スタイル HP (https://economy-blade.com/info/2020_03_04/)

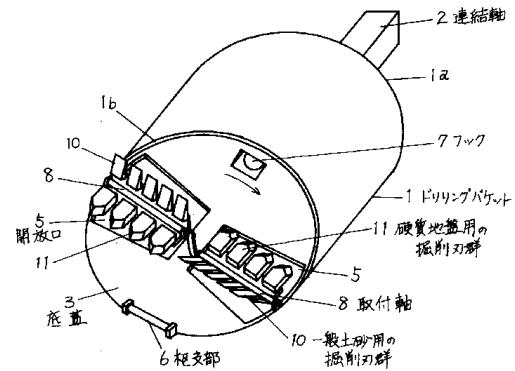


3. アース・ドリル



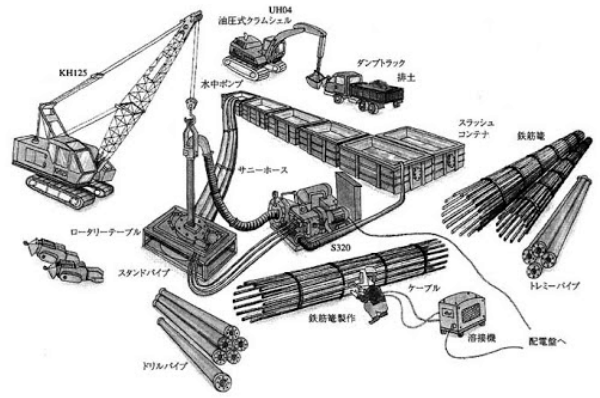
アースドリル工法 51

ドリリングバケットを回転させて地盤を掘削し、バケット内部に収納された土砂を地上に排土する工法 52。



ドリリングバケットの掘削刃装置 53

4. リバース・サーキュレーション・ドリル



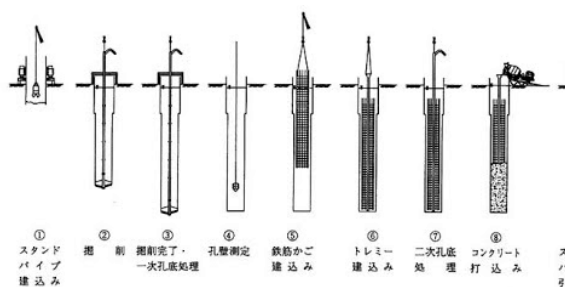
リバース・サーキュレーション・ドリル工法 54

51 東開クレテック株式会社
(<http://www.tokai-cretec-presents.jp/presents-0019.html>)

52 東開クレテック株式会社
(<http://www.tokai-cretec-presents.jp/presents-0019.html>)

53 アスタミューゼ (astamuse) HP (1994-173566 号 アースドリル工法に使用されるドリリングバケットの掘削刃装置 - astamuse)

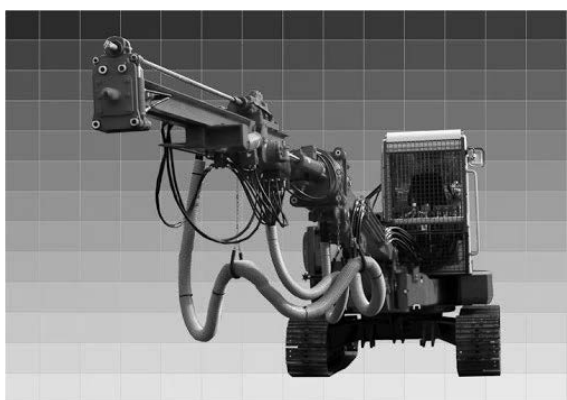
54 一般社団法人 日本基礎建設協会
(<http://www.kisokyo.or.jp/stake03.htm>)



施工手順 55

アース・ドリル工法、リバース・サーキュレーション・ドリル工法は、いずれも場所打ち杭による基礎工法の工法を指し、地盤によって用いる工法が異なる。リバース・サーキュレーション・ドリル工法は、掘り進めたときに穴壁が崩れ落ちる場合に用いられるもので、掘り進める際に泥水を入れたり（これにより穴壁を固める）、泥水を排することを繰り返して行う。

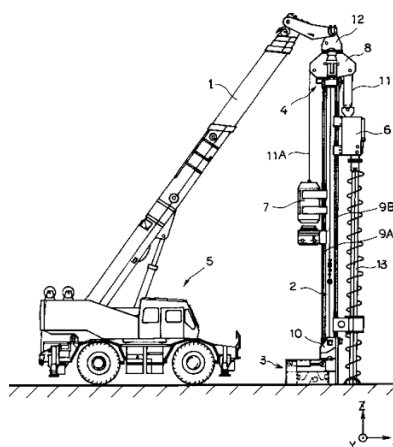
5. せん孔機 56（チュービングマシンを有するものに限る。）



55 一般社団法人 日本基礎建設協会
 (<http://www.kisokyo.or.jp/stake03.htm>)
 56 ヤマモトロックマシン株式会社
 (http://www.yrm.co.jp/?page_id=16)

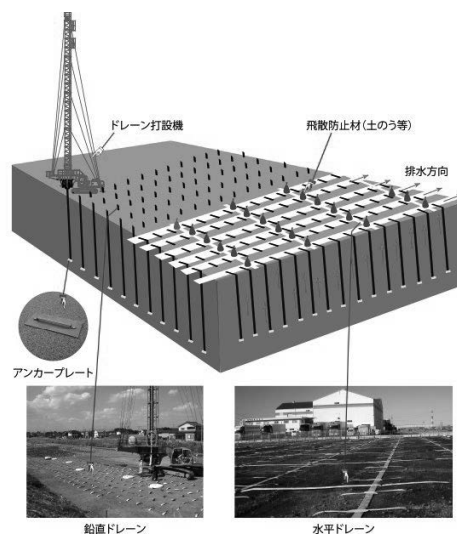
57 tokkyoj.com

6. アース・オーガー



アース・オーガー杭打機 57

7. ペーパー・ドレーン・マシン 58



ペーパー・ドレーン・マシーンとは、基礎工法の機械の 1 つである。埋立地等の地盤改良を目的とする。紙状のシートを少し地

(<http://tokkyoj.com/data/tk1993-132936.shtml>)
 58 ジオドレーン協会 (<https://www.geodrain.com/method.html>)

上に出るようにして埋立地に埋める。シートが地中の水分を吸い、それを蒸発させ水分を飛ばすことによって地盤を改良する工法。紙状のシートの代わりに砂を用いる場合は、サンド・ドレーン工法という。ドレーンは排水を意味する。

8. 1 から 7 までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
小型車両系建設機械(基礎工事用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械(基礎工事用)(安衛則第36条第9号の機械のうち令別表第7第3号に掲げる建設機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱い方法	2時間
小型車両系建設機械(基礎工事用)の作業に関する装置の構造、取扱い及	小型車両系建設機械(基礎工事用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱い方	3時間

び作業方法に関する知識	法 小型車両系建設機械(基礎工事用)による一般的作業方法	
小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法 ワイヤロープ及び補助具	小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法 ワイヤロープ及び補助具	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
小型車両系建設機械(基礎工事用)の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	3時間
小型車両系建設機械(基礎工事用)の作業のための装置の操作及び合図	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工 手、小旗等を用いて行う合図	3時間

令別表第7の6号(解体用機械)に定める以下の1, 2の運転業務に必要な学科教育および実技教育は以下のとおりである。

1. ブレーカ
2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



ブレーカ 59

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
小型車両系建設機械(解体用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)(安衛則第三十六条第九号の機械のうち令別表第七第六号に掲げる機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	2時間
小型車両系建設機械(解体用)の作業に関する装	小型車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に關す	2.5時間

置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	る附属装置の構造及び取扱いの方法 小型車両系建設機械(解体用)による一般的作業方法	
小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な一般的事項に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	1.5時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
小型車両系建設機械(解体用)の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4時間
小型車両系建設機械(解体用)の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	3時間

(16) 令別表第7第3号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務(9号の2)

(昭52 労告117・追加、平2 労告54・

旧第 11 条の 3 線下)

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

	工	
基礎工事用建設機械の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1 時間

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
基礎工事用建設機械に関する知識	基礎工事用建設機械（安衛則第 36 条第 9 号の 2 の機械をいう。以下同じ。）の種類及び用途 基礎工事用建設機械の原動機、動力伝達装置、作業装置、巻上げ装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び附属装置の構造及び取扱い方法	4 時間
基礎工事用建設機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	基礎工事用建設機械の運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法 ワイヤロープ及び補助具	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
基礎工事用建設機械の運転	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施	4 時間

(17) 令別表第 7 第 3 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務(9 号の 3)

昭 52 労告 117・追加、平 2 労告 54・旧第 11 条の 4 線下

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置に関する知識	車両系建設機械（基礎工事用）（安衛則第 36 条第 9 号の 3 の機械をいう。以下同じ。）の作業装置の種類及び用途 作業装置の構造及び取扱い方法	3 時間
車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作のために必要な力学及び土質工学	車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作のために必要な力学及び土質工学 土木施工の方法	1 時間

事項に関する知識	イヤローブ及び補助具	
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	3時間
車両系建設機械(基礎工事用)の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間



ローラー60

特別教育に必要な学科教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。また、実技教育は、ローラーの運転方法について4時間以上行なうものとする。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ローラー（安衛則第36条第10号の機械をいう。以下同じ。）に関する知識	ローラーの種類及び用途 ローラーの動力伝達装置、作業装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
ローラーの運転に必要な一般的事項に関する知識	運転に必要な力学 ローラーによる施工方法	1時間

(18) 令別表第7第4号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（10号）

令別表第7の4号（締固め用機械）に定める以下の1，2の運転業務に必要な学科教育および実技教育は以下のとおりである。

1. ローラー
2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

60 酒井重工業株式会社
(<https://www.sakainet.co.jp/products/>

[asphalt_roller/sw654.html](https://www.sakainet.co.jp/products/asphalt_roller/sw654.html))

関係法令	法、令及び安衛則 中の関係条項	1時 間
------	--------------------	---------

(19) 表第7第5号に掲げる機械の作業装置の操作の業務（10号の2）

令別表第7の5号（コンクリート打設用機械）に定める以下の1, 2の運転業務に必要な学科教育および実技教育は以下のとおりである。

1. コンクリートポンプ車
2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



コンクリートポンプ車 61

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間

車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置に関する知識	車両系建設機械(コンクリート打設用)(安衛則第36条第10号の2の機械をいう。以下同じ。)の作業装置の種類及び用途作業装置の構造及び取扱いの方法	4時間
車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作のために必要な力学 コンクリートの種類及び性質 コンクリート打設の方法に関する知識	車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作のために必要な力学 コンクリートの種類及び性質 コンクリート打設の方法	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	基本操作 応用操作	4時間
車両系建設機械(コンクリート打設用)の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

61 レ ス ポ ン ス
(<https://response.jp/article/2019/10/>

08/327366.html)

(20) ボーリングマシンの運転の業務（10号の3）

（平二労告五四・追加）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ボーリングマシンに関する知識	ボーリングマシンの種類及び用途 ボーリングマシンの原動機、動力伝達装置、作業装置、巻上げ装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
ボーリングマシンの運転に必要な一般的事項に関する知識	ボーリングマシンの運転に必要な力学及び土質工学 土木施工の方法 ワイヤロープ及び補助具	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
ボーリングマシンの運転	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	4時間

ボーリングマシンの運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間
-------------------	---------------	-----

(21) 建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械（複数の保持機構（ワイヤロープ等を締め付けること等によって保持する機構をいう。以下同じ。）を有し、当該保持機構を交互に開閉し、保持機構間を動力を用いて伸縮させることにより荷のつり上げ、つり下げ等の作業をワイヤロープ等を介して行う機械をいう。以下同じ。）の調整又は運転の業務（10の4号）

（平一一労告一三六・追加）

特別教育に必要な学科教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。また、実技教育は、ジャッキ式つり上げ機械の調整及び運転の方法について4時間以上行うものとする。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ジャッキ式つり上げ機械に関する知識	ジャッキ式つり上げ機械（安衛則第三十六条第十号の四の機械をいう。以下同じ。）の種類及び用途、保持機構、ワイヤロープ等、作動装置、制御装置、同	3時間

	時開放防止機構等の安全装置の構造及び取扱いの方法 ジャッキ式つり上げ機械の据付け方法	
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転に必要な一般的な事項に関する知識	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転に必要な力学調整方法 合図方法	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

(22) 作業床の高さ（令第十条第四号の作業床の高さをいう。）が十メートル未満の高所作業車（令第十条第四号の高所作業車をいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（10の5号）

平二労告五四・全改、平一一労告一三六・一部改正

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
高所作業車の作業に関する装置の	高所作業車（安衛則第三十六条第十号の五の機械をいう。）	3時間

構造及び取扱いの方法に関する知識	以下同じ。）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	1時間
高所作業車の運転に必要な一般的な事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
高所作業車の作業のための装置の操作	高所作業車の作業のための装置の操作	3時間

(23) 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務（11号）

平二労告五四・全改

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
巻上げ機に関する知識	巻上げ機（安衛則第三十六条第十一号の機械をいう。以下同じ。）の原動機、ブレーキ、クラッチ、巻胴、逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結器材、安全装置、各種計器及び巻上用ワイヤロープの構造及び取扱いの方法 巻上げ機の据付方法	3時間
巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
巻上げ機の運転	巻上げ機の運転	3時間
荷掛け及び合図	荷掛け及び合図	1時間

(24) 削除 (12号)

(25) 令第15条第1項第8号（動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの）に掲げる機械等（巻上げ装置を除く。）の運転の業務（13号）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
動力車（安衛則第三十六条第十三号の機械等をいう。以下同じ。）の構造に関する知識	動力車の種類及び用途 動力車の原動機、動力伝達装置、制御装置、ブレーキ、台車、連結装置、電気装置、逸走防止装置、安全装置及び計器の構造及び取扱いの方法	3時間
軌道に関する知識	軌条 まくら木 道床 分岐及びてつさ 逸走防止装置	1時間
動力車の運転に関する知識	信号装置 合図及び誘導の方法 車両の連結の方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		

科目	範囲	教育時間
動力車の運転	動力車の運転	3時間
車両の連結及び合図	車両の連結及び合図	1時間

(26) 小型ボイラー（令第1条第4号の小型ボイラーをいう。以下同じ。）の取扱いの業務（14号）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ボイラーの構造に関する知識	熱及び蒸気 小型ボイラーの種類 主要部分の構造	2時間
ボイラーの付属品に関する知識	安全装置 圧力計 水面測定装置 給水装置 吹出装置 自動制御装置	2時間
燃料及び燃焼に関する知識	燃料の種類 燃焼方法及び燃焼装置 通風装置	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
小型ボイラ	点火及び燃焼の調	3時

一の運転及び保守	整 運転中の留意事項 吹出し 運転の停止及び停止後の処置	間
小型ボイラーの点検	運転開始前の点検 使用中における異常状態及びこれに対する処置の方法 清掃の方法	1時間

(27) 次に掲げるクレーン（移動式クレーン（令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の運転の業務（15号）

イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン
ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨こ線テ
ルハ

特別教育に必要な学科教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
移動式クレーンに関する知識	種類及び型式主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	3時間
原動機及び電気に関する知識	内燃機関 蒸気機関 油圧駆動装置 感電による危険性	3時間
移動式クレ	力（合成、分解、つ	2時

ーンの運転のために必要な力学に関する知識	り合い及びモーメント） 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方との関係	間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
クレーンの運転	重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 荷の卸し	3時間
クレーンの運転のための合図	合図の方法	1時間

(28) つり上げ荷重が一トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（16号）

(29) つり上げ荷重が五トン未満のデリックの運転の業務（17号）

(30) 建設用リフトの運転の業務（18号）

(31) つり上げ荷重が一トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務（19号）

(32) ゴンドラの操作の業務（20号）

(33) 作業室及び気こう室へ送気するため

の空気圧縮機を運転する業務（20の2号）

(34) 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務（21号）

(35) 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務（22号）

(36) 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務（23号）

(37) 再圧室を操作する業務（24号）

(38) 高圧室内作業に係る業務（24の2号）

(39) 令別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（25号）

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
四アルキル鉛の毒性	四アルキル鉛の性状 四アルキル鉛中毒の病理及び症状	1時間
作業の方法	四アルキル鉛等業務に係るドラムかん及び設備の取扱い方法	1時間
保護具の使用	四アルキル鉛等業務に係る保護具の	1時間

	種類、性能及び使用方法	
洗身等清潔の保持の方法	洗身、保護具の洗浄および身体等の清潔の保持の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急処置の方法	合図又は警報の内容及び退避の場所 除毒剤、拡散防止剤及び補修剤の使用 方法	1時間
その他四アルキル鉛中毒の防止に関し必要な事項	法、令、規則及び四アルキル鉛中毒予防規則中の関係条項 四アルキル鉛中毒を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

(40) 令別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務 (26号)

(41) 特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務(令第20条第5号に規定する第一種圧力容器の整備の業務を除く。)(27号)

昭四九労告三七・追加

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育

		時間
危険物及び化学反応に関する知識	危険物の種類、性状及び危険性 化学反応の概要 発熱反応等の危険性	3時間
特殊化学設備、特殊化学設備の配管及び特殊化学設備の附属設備（以下「特殊化学設備等」という。）の構造に関する知識	特殊化学設備の種類及び構造 計測装置、制御装置、安全装置等の構造 特殊化学設備用材料	3時間
特殊化学設備等の取扱いの方法に関する知識	使用開始時の取扱い方法 使用中の取扱い方法 使用休止時の取扱い方法 点検及び検査の方法 停電時等の異常時における応急の処置	3時間
特殊化学設備等の整備及び修理の方法に関する知識	整備及び修理の 手順 通風及び換気 保護具の着用 ガス検知	3時間
関係法令	法、令、安衛則及びボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)中の関係条項	1時間

実技教育		
科目	備考	教育時間
特殊化学設備等の取扱い	特殊化学設備の整備又は修理の業務のみを行う者は本科目の教育を行わなくてもよい。	10時間
特殊化学設備等の整備及び修理		5時間

(42) エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務（28号）

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
透過写真の撮影の作業の方法	作業の手順 電離放射線の測定 被ばく防止の方法 事故時の措置	1.5時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法	エックス線装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にとっては、次に掲げるもの エックス線装置の原理 エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及	1.5時間

	び制御器の構造及び機能 エックス線装置の操作及び点検	
	ガンマ線照射装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にとっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び形式 線源容器の構造及び機能 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能 放射線源の構造及び放射性物資の性質 ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5時間
電離放射線の生態に与える影響	電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5時間
関係法令	法、令、規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1時間

(43) 加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十

二年法律第百六十六号) 第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。)、再処理施設(同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。))又は使用施設等(同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。))をいう。))の管理区域(電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。))第三条第一項に規定する管理区域をいう。次号において同じ。))内において核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。))若しくは使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。))又はこれらによつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。))を取り扱う業務(28の2号)

(44) 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。))の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う業務(28の3号)

(45) 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。))第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。))により汚染された物であつて、電離則第二条第二項に規定するものの処分の業務(28の4号)

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
電離放射線の生命に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等業務を行う者(除染則第二条第八項に規定する平均空間線量率が二.五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ同条第七項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務(以下単に「特定汚染土壌等取扱業務」という。))を行う者(以下「線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者」という。))を除く。))にあって	1時間

	<p>は、次に掲げるもの 電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 被ばく線量測定の方法 被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法</p>				
	<p>線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあつては、次に掲げるもの 電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 被ばく限度</p>	1時間			
除染等作業の方法に関する知識	<p>土壌等の除染等の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定の方法 外部放射線による線量当量率の監視の方法 汚染防止措置の方法 身体</p>	1時間			
				<p>等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 保護具の性能及び使用方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	
				<p>除去土壌の収集、運搬又は保管に係る業務（以下「除去土壌の収集等に係る業務」という。）を行う者にあつては、次に掲げるもの 除去土壌の収集等に係る作業の方法及び順序 放射線測定の方法 外部放射線による線量当量率の監視の方法 汚染防止措置の方法 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 保護具の性能及び使用方法 異常な事態が発生した場合における応急の方法</p>	1時間
				<p>汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務（以下「汚染廃棄物の収</p>	1時間

	<p>集等に係る業務」という。)を行う者にとっては、次に掲げるもの 汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定の方法 外部放射線による線量当量率の監視の方法 汚染防止措置の方法 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 保護具の性能及び使用方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>			<p>措置の方法 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 保護具の性能及び使用方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	
	<p>特定汚染土壌等取扱業務を行う者（線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者を除く。）</p>	<p>1時間</p>		<p>線量管理外特定汚染土壌等取扱業務者にとっては、次に掲げるもの 特定汚染土壌等取扱業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定の方法 汚染防止措置の方法 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 保護具の性能及び使用方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>1時間</p>
	<p>次に掲げるもの 特定汚染土壌等取扱業務に係る作業の方法及び順序 放射線測定の方法 外部放射線による線量当量率の監視の方法 汚染防止</p>		<p>除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識 （特定汚染土壌等に取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染</p>	<p>土壌等の除染等の業務を行う者にとっては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法</p>	<p>1時間</p>

土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。)	除去土壌の収集等に係る業務を行う者にとっては、次に掲げるもの 除去土壌の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	1時間	取扱い（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）	もの 土壌等の除染等の業務に係る作業 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 土壌等の除去等の業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	分	
	汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にとっては、次に掲げるもの 汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	1時間				
	特定汚染土壌等取扱業務を行う者にとっては、当該業務に係る作業に使用する機械等の名称及び用途	30分				除去土壌の収集等に係る業務を行う者にとっては、次に掲げるもの 除去土壌の収集等に係る業務に係る作業 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 除去土壌の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の取扱い
関係法令	法、令、安衛則及びボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）中の関係条項	1時間				
実技教育						
科目	備考	教育時間				
除染等作業の方法及び使用する機械等の	土壌等の除染の業務を行う者にとっては、次に掲げる	1時間30分		汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にとっては、	1時間30分	

	次に掲げるもの 汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い 汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	分
	特定汚染土壌等取扱業務を行う者（線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者を除く。）にあっては、次に掲げるもの 特定汚染土壌等取扱業務に係る作業 放射線測定器の取扱い 外部放射線による線量当量率の監視 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い	1時間
	線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、次	1時間

	に掲げるもの 特定汚染土壌等取扱業務に係る作業 放射線測定器の取扱い 汚染防止措置 身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去 保護具の取扱い	
--	--	--

(46) 電離則第七条の二第三項の特例緊急作業に係る業務（28の5号）

(47) 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二条第一項第三号の特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第三条各号に掲げる作業に該当するものを除く。）に係る業務（29号）

(48) ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る。）に係る業務（30号）

昭五六労告三六・追加

特別教育に必要な学科教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。なお、本業務は学科教育のみで実技教育はない。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育

		時間
掘削、覆工等に関する知識	掘削工法の概要 坑内における作業の種類 地質の種類及び性質	1.5時間
工事中用設備に関する知識	掘削設備 ずり積み設備 運搬設備 覆工設備	1.5時間
労働災害の防止に関する知識	落盤又は ^{はだ} 肌落ちの防止のための措置 爆発又は火災の防止のための措置 工事中用設備による労働災害の防止のための措置 作業環境改善の方法 事故発生時の措置 保護具の使用方法	3時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

(49) マニプレータ及び記憶装置（可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。以下この号において同じ。）を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械（研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。）の可動範囲（記憶装置の情報に基づきマニプレータその他の産業用ロボットの各部の動くことができる最大の範囲をいう。以下同じ。）内において当該産業用ロボットについて行

うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認（以下「教示等」という。）（産業用ロボットの駆動源を遮断して行うものを除く。以下この号において同じ。）又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務（31号）

昭五八労告四九・追加

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
産業用ロボットに関する知識	産業用ロボットの種類、各部の機能及び取扱いの方法	2時間
産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法 教示等の作業の危険性 関連する機械等との連動の方法	4時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目		教育時間
産業用ロボットの操作の方法		1時間
産業用ロボットの教示等の作業の方法		2時間

(50) 産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整(教示等に該当するものを除く。)若しくはこれらの結果の確認(以下この号において「検査等」という。)(産業用ロボットの運転中に行うものに限る。以下この号において同じ。)又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務(32号)

昭五八労告四九・追加

産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
産業用ロボットに関する知識	産業用ロボットの種類、制御方式、駆動方式、各部の構造及び機能並びに取扱いの方法 制御部品の種類及び特性	4時間
産業用ロボットの検査等の作業に関する知識	検査等の作業の方法 検査等の作業の危険性 関連する機械等との連動の方法	4時間
関係法令	法、令及び安衛則	1時

中の関係条項	間
実技教育	
科目	教育時間
産業用ロボットの操作の方法	1時間
産業用ロボットの検査等の作業の方法	3時間

(51) 自動車(二輪自動車を除く。)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務(33号)

平二労告五四・追加

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
タイヤ及びその組込みに関する知識	自動車(二輪自動車を除く。)用タイヤ(以下「タイヤ」という。)の種類及び構造 タイヤのリムへの組込み及びその状況の点検の方法	2時間
タイヤの空気充てん作業に関する知識	圧力調節装置の種類、構造及び取扱いの方法 空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんす	2時間

	る方法 安全囲い等の使用方法	
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間
タイヤの組込み	タイヤのリムへの組込み及びその状況の点検	2時間
タイヤの空気充てん	圧力調節装置の操作 空気圧縮機を用いたタイヤへの空気の充てん	2時間

(52) ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の四を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。)(34号)

(53) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務(35号)

(54) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(36号)

平一三厚労告一八八・追加

52～54(34～36号)の業務に必要な

特別教育は学科教育により実施され、当該教育の科目および範囲・時間は、以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	0.5時間
作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順 ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置 作業環境改善の方法 洗身及び身体等の清潔の保持の方法 事故時の措置	1.5時間
作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	0.5時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	1時間
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	法、令及び安衛則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	0.5時間

(55) 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第四条第一項に掲げる作業に係る業務（37号）

石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の回対等の作業（石綿則4条1項1号）、[石綿則10条1項規定による]石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（同項2号）に係る業務に労働者を就かせるときは、以下の特別教育を行わなければならない（石綿則27条）。

保護具の使用 方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に 関し必要な事 項	法、安衛令、安衛則及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
石綿の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状 喫煙の影響	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉塵の発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間

(56) 除染則第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務（38号）

(57) 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）（39号）

平二七厚労告一一四・追加

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並び	3時間

	にこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5 時間
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

(58) 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具(労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具(第五百三十九条の二及び第五百三十九条の三において「身体保持器具」という。)を取り付けたものをいう。)を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。)に係る業務(40号)

平二七厚労告三四二・追加、平三〇厚労告

二四九・一部改正

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業(安衛則第三十六条第四十号に規定するロープ高所作業をいう。以下同じ。)の方法	1 時間
メインロープ等に関する知識	メインロープ等(安衛則第五百三十九条の三第一項に規定するメインロープ等をいう。以下同じ。)の種類、構造、強度及び取扱い方法 メインロープ等の点検及び整備の方法	1 時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	1 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実技教育		
科目	範囲	教育時間

ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	2時間
メインロープ等の点検	メインロープ等の点検及び整備の方法	1時間

(59) 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第三百十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）（41号）

特別教育に必要な学科教育および実技教育の科目および範囲・時間は、それぞれ以下の表のとおりである。

教育科目と時間

学科教育		
科目	範囲	教育時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整	1時間

	備の方法 作業の方法	
墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。)に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技教育		
科目	範囲	教育

		時間
墜落制止用器具の使用 方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

1. 3 関連規定

1. 3. 1 法条

(1)法 60 条の 2：事業者に対し、雇入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育に加え、現に危険有害な業務に就いている労働者が、従事している業務に関して、安全衛生水準のさらなる向上を図るための安全衛生教育を行うよう努めることを求める規定。

(2)法 62 条：事業者に対し、中高年齢者その他労働災害の防止のために、とくに就業上の配慮が必要な者について、心身の条件に応じた適正配置をすることを求める規定（罰則なし）。

1. 4 沿革

1. 4. 1 制度史

工場法	○工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）には、安全（衛生）教育等の規制はない。
-----	---

労働基準法	<p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は、制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 50 条に「使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。」と規定していた。</p> <p>これは、労働災害における人的要因の排除を目的に、使用者を名宛人として、労働安全衛生教育の実施を義務づけた規定である。</p> <p>○旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）は、第 5 条において、「使用者は、安全管理者に對し、安全に關する措置をなし得る権限を與えなければならない。」と定めたうえ、安全管理者が行うべき業務を定める第 6 条第 3 号に「安全作業に關する教育及び訓練」が列挙されていた。</p> <p>安全教育の具体的内容は、実際に当該事業場で使用される機械・設備の安全な使用法等が中心となることから、使用者の実施責任のもと、安全管理者に安</p>
-------	---

	全教育および訓練の権限を付与したものと思われる。
労働基準法研究会第3小委員会報告書	<p>労働基準法研究会内の第3小委員会が、昭和46年7月13日に労働省に提出した報告書には、今後の労働安全衛生対策の具体的方向性として、「(2)安全衛生教育の充実強化」が挙げられており、その具体的内容として、次の3点が列挙されていた。</p> <p>イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施</p> <p>ロ 教育内容の明確化</p> <p>ハ 職長教育などの明確化</p>

労働者を雇入れたときの事業者の安全衛生教育義務については、旧労働基準法第50条に定めがあったが、雇入れ時以外の場合については規定がなく⁶²、安全衛生規則にも事業者が行うべき具体的な教育内容について詳細は定められていなかった。

わが国の安全衛生規制は、明治以後、労働者一般を対象に体系化されたものにはなっておらず、工場法制定後も、鉱業法や商店法

など職域別に成立した制定法の中に保護規定がばらばらに存在している状況であった⁶³。

戦後になって、各法の労働者保護規定が労働基準法の中に取り込まれたが、第5章「安全及び衛生」に整理・統合された後も、安全衛生教育について定めた第50条は、上記のとおり簡素な規定にとどまっていた。これは、労働者の心身の安全を確保するための労働災害防止措置は、業界・業種で異なり、教育内容も個別性の高いものにならざるを得ないためと考えられる。そのため、労働者一般については、雇入れ時の安全衛生教育が必要であるとの包括的な規定のみが置かれ、それを受けての詳細な規則は定められなかったのではないかと推測される。事実、たとえば、鉱山保安法第6条(現・第10条第2項)に基づく保安教育には、石炭鉱山保安規則等において、教育内容および教育にあてるべき時間等が詳細に定められている(規則第30条)。

これに対して、旧労基法第50条の規定は、すでに述べたように、雇入れ時教育を事業者に義務づけるのみであったから、安全衛生教育の規定として不十分さが残っていた。

そこで、安衛法制定にあたって安全衛生教育を行うべき場面として、雇入れ時と実質的に状況が異ならない程度に作業内容が変更される場合にも安全衛生教育(安衛法第59条第2項)を行うこととし、また危険有害業務の新規従事者に対する特別教育

⁶² 井上浩『労働安全衛生法』(北樹出版、1978年(昭和53年))147頁。

⁶³ 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責

任—総論—』(日労研、2004年(平成16年))23頁。

（同第 3 項）を追加し、さらに安衛則に教育内容や教育時間等に関する詳細な規定を設けることでその強化が図られたのである。

安全衛生教育が法体系化されることになった背景には、昭和 45 年当時、高度経済成長期を背景に日本各地で頻発していた労働災害がある。厚生労働省の調べによると、昭和 35 年～45 年の期間における労働災害の死亡者数は、毎年 6000 人を超える高い水準で推移していた⁶⁴。

とりわけ、1963（昭和 38）年 11 月 9 日に起きた国鉄東海道線の鶴見駅での衝突事故では 161 名の死亡者を出し、同日、福岡県の三井三池炭鉱では、炭じん爆発事故により 458 名の死者を出しており、これら 2 つの大規模災害が、安衛法制定の決定的な役割を果たしたとされる。

まず、1969（昭和 44）年 9 月 30 日に労働基準法研究会が発足し、さらに、1970（昭和 45）年 7 月 3 日に同研究会内に安全衛生小委員会（第 3 小委員会）が発足した。

第 3 小委員会が 1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働省に提出した報告書には、今後の労働安全衛生対策の具体的方向性として、「（2）安全衛生教育の充実強化」が挙げられており、その具体的内容として、次の 3 点が列挙されていた。

- イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施
- ロ 教育内容の明確化
- ハ 職長教育などの明確化

安衛法第 59 条、60 条は、上記の報告書

の内容を反映したものである。

以上のとおり、旧労基法時代から法定されていた雇入れ時教育に加えて、作業内容変更時の安全衛生教育の実施が義務づけられたことにより、全業種・全規模の事業場で就労する全ての労働者が、必要な安全衛生教育を受けられるための法的基盤が整えられたといえる。

その後、平成 11 年の改正安衛法では、第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象に、核燃料物質の加工施設、使用済燃料の再処理施設若しくは一定規模以上の核燃料物質の使用施設等（以下「加工施設等」という）又は原子炉施設の管理区域内における、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務が追加された（第 36 条第 28 号の 2、同条第 28 号の 3 関係）。

1. 4. 2 背景となった災害等

安全衛生教育の重要性は言うまでもなく、先に述べたように、雇入れ時の安全衛生教育義務は、早い段階から法令上の義務として事業者に課せられていた。しかし、実際の労働現場では、人員不足や予算の都合により十分な教育が行われず、かつ安全性が確保されないまま就労させる等の取扱いが常態化したことにより、重大な労働災害が発生していた。とりわけ、旧労基法時代は、事業者が労働者に対して実施すべき安全教育の具体的内容に関する規定が不十分であったため、何をもって安全教育を実施した

⁶⁴ 厚生労働省「平成 18 年における死亡災害・重大災害発生状況の概要」（2007 年 5 月 11 日）3 頁。

（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/dl/h0511-2a.pdf>）（2020 年 2 月 13 日最終閲覧）

といえるかが裁判で争われることとなった。材木運搬に伴う事故で被災した年少労働者に対する安全教育の義務履行が問題となった事案では、当該年少者に対して災害予防上必要な具体的指示を与えていなかったことを認定しながら、「事業の大小、労働者側の事情、業務の種類等の諸般の事情に応じて、その教育方法と共に適当に決められるものと解するのが相当」（良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭26・9・19）であるとし、作業人員が4名の小規模事業場であること、30 ㍗（kg）以上の材木を運搬させないような雰囲気が一応醸成されていたこと等を考慮し、安全教育の内容として一応相当であると判断されている⁶⁵。

また、高炉建設事件⁶⁶では、下請労働者に対して十分な教育をせず、かつ命綱を使用させずに就労させた結果、1年2カ月の間に死亡者数35人、失明等の重傷を含む休業災害515件という甚大な労働災害を引き起こしたとされる⁶⁷。

安全教育義務の懈怠は時として労働者以外の第三者にも被害が及ぼしうる。昭和48（1973）年11月に起きた熊本市のデパート火災では、従業員に対する緊急時の避難、誘導などの安全教育を実施していなかったこと、そして、避難時の安全保持のための階段通路の幅においても義務の懈怠があり、

従業員50名、客54名の計104名が死亡している⁶⁸。上記2つの事案は、いずれも高度経済成長期の生産性優位の企業体制が労働災害発生に影響を及ぼしていたと解され、労働災害による死亡者数が高止まりしていた時期と重なる。

なお、平成11年改正の背景となった災害は、同年9月30日に発生した茨城県東海村の核燃料加工施設の臨界事故である。同事故は、労働者が臨界に関する知識を有していなかったこと、適切な作業方法により作業を行わなかったことが発生原因と指摘されたことから、同種災害の再発防止を図るため、労働者の知識の不足又は不適切な方法により労働者が相当程度の放射線に被ばくするおそれのある原子力施設における核燃料物質等の取扱い業務について規定の整備が図られたものである⁶⁹。

1. 5 運用

1. 5. 1 適用の実際

事業場において教育体系を整備することは、安全衛生管理組織(体制)の活性化を図り、事業者の安全衛生管理上の責任を果たす上で必須要件である。とりわけ、職場の安全衛生教育は、学校教育と比べて、①職階別(階層別)教育および②社員の養成(人材養成教育)という2つの視点から考える必要がある、安全衛生教育機関(法63条)である東

⁶⁵ 井上・前掲註25（北樹出版、1978年（昭和53年））145-146頁。

⁶⁶ 判例集未搭載。前掲註8・松岡の論稿の中で紹介されている。

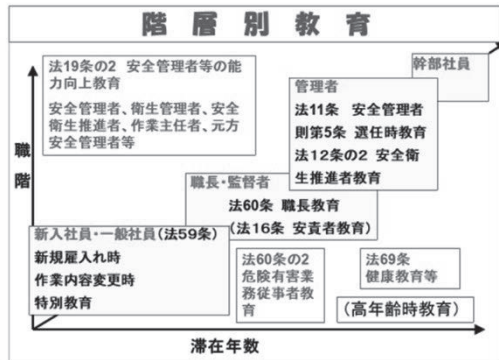
⁶⁷ 松岡・前掲註29（1974年（昭和49年））4頁。

⁶⁸ 松岡・前掲註29（1974年（昭和49年））5頁。

⁶⁹ 厚生労働省・法令改正一覧

（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/horei_h11.html）（2020年2月13日最終閲覧）

京安全衛生教育センターでは、この点が強調されている。



(図) 藤森先生作成

特別教育については、現在 51 業務が対象となっている(安衛則 36 条)。過去の災害事例に照らして相対的に危険・有害と考えられるものを罰則付きで対象としたもので、新しい機械、設備、化学物質の開発・使用に伴い、安衛則制定以来、対象業務は増加傾向にある。

労働現場で行われる業務には、いずれも一定の危険性または有害性を有するといえるが、そのうちの特定業務が特別教育の対象とされる理由は、安衛法が刑罰法規であり、最低基準を定める同法の相対性によるところが大きい。過去に災害事例が多く看過できないものが法定されている。

また、同じく第 6 章に規定される就業制限(61 条)との違い又は関係については、就業制限業務については免許または技能講習を修了した者でなければ事業者はつかせてはならない。59 条 3 項は「つかせるときは」特別の教育をしなければならない。

たとえば、最大荷重 1t 未満のフォークリフトであれば、59 条 3 項の特別教育の実施

で足りるが、最大荷重が 1t 以上となる場合は、同じフォークリフトの運転業務であるとしても、最大荷重が大きければ、それだけ災害が生じた場合の結果はより重大となるため、特別教育だけでは足りず、61 条が適用となり、フォークリフト運転技能講習修了者または職業能力開発法に定める揚重運搬機械運転系港湾荷科の訓練を修了した者でフォークリフトについての訓練を受けた者等でなければ就業すること・させることができない。

特別教育の科目、範囲及び時間については、安衛則 39 条に基づき告示レベルでその細目が規定されている。

安全および衛生のうち、安全関係は、安衛則で規定されている機械等に係る業務の特別教育については一括して「安全衛生特別教育規程」(昭 47・9・30 労働省告示 92 号)により、安衛則以外の規則で規定されている機械等(ボイラー、クレーン、ゴンドラ)については、それぞれ独立した教育規程により、有害物に係る衛生関係の業務については、それぞれ独立した規定により定められている(例えば、粉じん則については「粉じん作業特別教育規程」(昭 54・7・23 労働省告示 68 号)など)。ボイラーをめぐる災害としては破裂、クレーンについては転倒・崩壊、ゴンドラ等の場合は転落等、危険が現実化した場合、人の死に直結する重大性の高いものであるため、同じ安全関係であるが、「安全衛生特別教育規程」とは独立して教育規程を設けている。

また、衛生関係については「安全衛生特別教育規程」ではなく独立した教育規程があり、科目、範囲、時間について規定がされている。規範レベルは同じ告示である。

危険又は有害業務は、刑務所または少年院といった労働関係がない場所にも存在する。刑務所等に収容されている者が刑務作業の過程でプレス、ボール盤等の機械や有機溶剤等の化学物質を使用する場合には、同様に一定の危険性又は有害性がある。そのため、当該施設からの要請にもとづいて、一般の監督指導と同様に現場作業を見て、「助言指導」を行うことがある。当然ながら、この場合、使用停止等命令書や是正勧告書は交付しない。

また、安衛法の適用がない場面として、家内労働がある。業務委託の場合、労働監督署は基本的に介入しないが、危険有害業務が委託される場合があり、かつ、実態として労働関係の下で行う業務と同視しうる場合がある。そのため、家内労働法は、第4章「安全及び衛生」において一定の規制をかけている。実際にあった災害事例として、自宅の室内で家内労働(接着剤を使用して委託を受けた品物を加工する仕事)をしていたところ、使用していた石油ストーブに引火して火災になり、一緒に部屋で遊んでいた子供が被災した事故がある。

業務を委託する者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するために必要な措置を講じなければならず(家内労働法17条1項)、家内労働者も同様に危害防止のための措置を講じることが義務づけられている(同条第2項)。また、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が、危害防止のための必要な措置を講じない場合は、

委託または受託を禁止し、または機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる(同18条)。

また、労働基準監督官は、委託者の営業所または家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのあるものを収去することができる(同法30条)、監督業務を行い、勧告書を交付することができる。

1. 5. 2 関係判例

山崎工業事件(静岡地裁沼津支判令2・2・25 労判1244号94頁)

<事実の概要>

原告Xは、平成18年12月1日、金属熱処理及び鋳物製造並びにその加工等を業とする被告Y

と雇用契約を締結し、Yが運営する鋳造工場で鋳物仕上げ等の業務に従事していた。

Xは、平成25年1月8日、エアブロー作業をしていたところ、その後方から走行してきたクレーンのフックがXの左肩背部に当たり、その衝撃によってXは右足第4指骨折及び右足関節捻挫の傷害を負った。本件事故を発生させたクレーン運転手は、Y

に雇用される以前はG社からYに派遣されており、G社作成の「クレーン運転安全マニュアル」に基づく安全教育を一応受けたことがうかがわれるが、Yの「安全重点職場ハツリ場 安全巡察」と題するY代表者らが巡回中に気づいたことを記載する書面には、当該運転手がクレーン運転業務について安全意識や能力に著しく欠ける者であったと認められる記載が複数あった。

沼津労働基準監督署長は、本件事故によるXの負傷を業務災害と認定し、Xは労災保険法に基づき、治療費および一時金を受給した。

＜判旨＞

「使用者の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の安全配慮義務が問題となる具体的状況等によって異なるべきものであることはいうまでもないが、これを本件に即してみれば、Yは、クレーン等安全規則の規定を踏まえ、クレーンを用いて作業を行うときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること（同規則25条1項本文）及びクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行うこと（同規則21条1項）などが求められているものと解される」。クレーン運転手の技能が著しく劣ることは、「遅くとも平成22年11月30日頃から明らかであったにもかかわらず、Yは、…〔本件事故〕発生までの2年余りにわたり、同運転手をクレーン運転手として稼働させ、クレーンの運転業務の安全に関する特別の教育を行ったり、その成果が得られ

ない場合に同運転手を配置換えするなどクレーン運転手として適任の人員を配置したりといった方策を検討した形跡は見当たらない。そうすると、Yは安全配慮義務に違反するというべきであり、Yがかかるといえる義務を尽くしていれば、Xが〔本件事故〕により負傷することはなかったものというべきであるから、Yは、Xに生じた損害を賠償すべき義務を負う。「これに対して、Yは、〔本件事故〕の発生前から、これを生じさせた運転手に対し、安全な作業をするよう注意していた」と主張するが、「これらの注意、指導はいずれもその場限りのものにとどまっており、クレーンの運転業務の安全に関する体系的な教育を実施したものではないし、同運転手がその後も複数回の注意、指導を受け続けていることに鑑みれば、〔本件事故〕までの間にこれらの注意、指導が奏功していないことは明らかであった」。

＜判決から汲み取り得る示唆＞

判旨は、Yが本件でなすべき安全配慮義務の具体的内容として、クレーン等安全規則に基づく特別教育の実施を挙げる。

クレーンを用いた作業は、その危険有害性に鑑み、特別教育を行うことが事業者には義務づけられているところ（安衛法59条3項、安衛則36条、クレーン則21条1項）、本件事故を起こしたクレーン運転手は、かつてはYに派遣されていた者であり、派遣元企業が作成した「クレーン運転安全マニュアル」に基づき、安全のための教育を受けていることが認定されているものの、Yに直接雇用されて以降については、特別教育を実施した事実は窺われない。

もっとも、特別教育を省略することがで

きる場合として、特別教育よりも上級の資格（免許取得または技能講習修了）を有する者については、十分な知識および技能を有していると認められるため、特別教育の全部または一部を省略することができる（安衛則第 37 条）。それ以外でも、他の事業場あるいは外部の機関で当該業務に関してすでに特別教育を受けた者等も省略は可能とされている。そのため、Y が当該運転手に特別教育を実施していないことが、ただちに法令違反になるわけではない。しかし、安衛法違反にならない場合であっても、安全配慮義務違反を免れるわけではない。

本件についていえば、Y 代表者らは、クレーン運転手が危険な態様で作業をしていたことを認識し、記録までしていた事情があり、結論として本件事故に対する予見可能性が肯定され、同義務違反が認定されている。

1. 6 その他

1. 1 民事上の効果

安衛法第 59 条第 1 項および第 2 項は、罰則付きで事業者に義務づけられたものである。労働者は、雇入れられたとき又は作業内容がこれと同視しうる程度に変更されたときは、事業者から安全衛生教育を受けることが労働条件（労働契約内容）として法定されており、直接的な私法効果を有すると考えられる。事業者が、雇入れ時教育および作業内容変更時に必要な教育を十分に行わなかった場合、労働者は使用者に対して教

育義務の履行を請求することができると考えられる。

行われた安全衛生教育が内容・時間数ともに適切だったことの立証責任は労働者が負うと考えられるが、不十分な安全衛生教育に起因して損害が発生した場合は、労働者は事業者に対し損害賠償を請求しうる。

1. 7 改正提案

すでに述べたように、雇入れ時および作業内容変更時に実施される安全衛生教育は、1. 2. 1. 2 内容で述べた通り、教育にかけるべき具体的時間数が法定されていない⁷⁰。これは、本条第 1 項、2 項所定の安全衛生教育の対象が、事業者が使用するすべての労働者であり、全業種が適用対象となっているがために、対象労働者の業務内容および範囲が区々とならざるを得ず、当該教育に要すべき時間を一律に規定することが困難なためである⁷¹。

また、安全衛生教育の実施・講師についても、職長教育および特別教育は、教育機関が開講するセミナー等を対象労働者が受講することが可能であるのに対して、雇入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育は、各事業場または個別の業務に即した内容で実施することが求められることから、教育内容を一律に設定しづらく、外部機関に委託するのが困難であるとの事情がある⁷²。

本来的には、事業者は、当該労働者が従事する業務に関する安全または衛生を確保するために必要な内容および時間をもって安

⁷⁰ 昭和 47・9・18 基発第 602 号。

⁷¹ 山本・前掲註 1（2019 年（平成 31 年・令和元年））32 頁。

⁷² 山本・前掲註 1（2019 年（平成 31 年・令和元年））35 頁。

全衛生教育を実施することが必要である⁷³。また、安全衛生教育の実施方法も一方的かつ形式的に行うだけでは不十分であり、実施後にその理解度を確認したり、定期的に教育を繰り返し実施したりする等の安全に係る知識を定着させることが求められる⁷⁴。そのため、安全衛生教育の実効性を高めるためには、具体的な教育内容や教育時間等を含めて事業場ごとに実施計画を体系的に策定することが望ましい⁷⁵。

しかしながら、教育時間や教育を担う講師、安全衛生教育の実施計画にかかる定めがないために、入社後のオリエンテーションの一環として1～2時間程度の講義で終えるなど、十分な質・量を満たす雇入れ時の安全衛生教育が実施できていないケースがあることが指摘されている⁷⁶。本条が罰則付きですべての労働者に安全衛生教育実施を求めている趣旨に照らすと、最低時間の設定について改正に向けた検討をすべきものと思われる。

2 第60条

2. 1 条文

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところによ

り、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

2. 2 趣旨と内容

2. 2. 1 第60条

2. 2. 1. 1. 趣旨

労働災害を防止するためには、労働者個々人が当該業務に関連する知識や作業環境の安全性を把握するだけでなく、これらの者を指導・監督する立場にある者が「適切な監督の仕方」を熟知している必要がある。とりわけ、現場の仕事は、作業員（MAN）、設備・材料・環境（MACHINE）、作業方法・手順（MEDIA）、管理（MANAGEMENT）の4要素で構成され（4M）、いわゆる「3現主義」すなわち現場・現物・現状をよく知ることは、職場の安全衛生を確保するうえで基本であり、職長が果たす役割は非常に重要なものである。その意味で、職長等への教育は、労働者の安全・衛生を確保する「扇の要⁷⁷」と位置づけることができる。そこで、安衛法第60条は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を

⁷³ 昭和47・9・18基発第601の1号。

⁷⁴

⁷⁵ 基発1012第1号・平成28・10・12

⁷⁶ 「特集 ポイント解説 新入社員の安全

衛生教育」労働安全衛生広報981号（2010年（平成22年））8頁。

⁷⁷ 畠中・前掲註4（2019年（平成31年・令和元年））276頁。

直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対して、指導・監督のための教育を実施すべきことを定めている。

2. 2. 1. 2 内容

2. 2. 1. 2. 1 対象となる業種

職長等に対し教育を実施しなければならない対象業種は、以下の6業種である（安衛令第19条）。

- ① 建設業（第1号）
- ② 製造業（第2号）

ただし、以下のイ）～ハ）は除く。

イ）食料品→たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）、ロ）繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）、ハ）衣服その他の繊維製品製造業、ニ）紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）、ホ）新聞業、~~出版業、製本業及び印刷物加工業~~

- ③ 電気業
- ④ ガス業
- ⑤ 自動車整備業
- ⑥ 機械修理業

2. 2. 1. 2. 2 教育内容

事業者は、新たに職長としての職務に就くことになった者や、労働者を直接指導または監督する者に対して、①作業方法の決定及び労働者の配置に関する事、②労働者に対する指導または監督の方法に関する事、③その他、労働災害を防止するために必要な事項について、教育を行わなければならない。③の事項には、以下の3つが定

められている（安衛則第40条）

- (1) 安衛法第28条の2第1項または安衛法第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
- (2) 異常時等における措置に関する事
- (3) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事

2. 2. 1. 2. 3 教育時間

職長教育にあてるべき時間数は法定されている。事業者は、作業方法の決定及び労働者の配置に関する事（第1号）は2時間以上、労働者に対する指導又は監督の方法に関する事（第2号）は2.5時間以上の教育時間を確保しなければならない（同条第2項）。もっとも、これらの全部または一部について、十分な知識及び技能を有していると認められる者については、その事項に関する教育を省略してもよいとされている（安衛則第40条第3項）。

職長教育の一部を省略することができる研修には、労働安全衛生マネジメント研修⁷⁸およびリスクアセスメント担当者（製造業等）研修⁷⁹が挙げられる⁸⁰。

また、職長教育も業務の一部であり、事業者の実施責任のもとで実施されるものであるため、職長教育に要する時間は所定労働時間内に行われるのが原則である。法定労働時間外に実施する場合は労基法第37条にもとづく割増賃金の支払い義務が生じる

⁷⁸ 基発第372号・平成11・6・11。

⁷⁹ 基発第577号・平成12・9・14。

⁸⁰ 基安安発0614第1号・平成25・6・

14。

⁸¹。そして、職長教育を企業外で行う場合は、講習会費、講習旅費等は、事業者が負担する⁸²。

職長教育については、雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育および特別教育とは異なり、罰則は付されていない。

「職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者」について法律上の定義はないが、いわゆる現場監督者や、班長、組長等が該当するケースが多いと理解されている⁸³。なお、作業主任者が本条から除かれているのは、作業主任者が、安衛法第14条に定める資格要件（免許または技能講習の修了）を満たす者に認められているためである。

2. 3 関連規定

(1)法16条：建設業や造船業等では、安全衛生責任者が、元方事業者及び下請事業者間の連絡調整を行い、労働災害発生を防止する責任を負う⁸⁴。そのため、建設業や造船業では、職長が「安全衛生責任者」を兼ねることも多い⁸⁵。

(2)法62条：中高年齢者など労働災害発生の防止上、就業上の配慮がとくに必要な者に対し、その心身の条件に応じた適正な配置を行なうよう努めることを求める規定。現場において、具体的な作業の割り当てを行う職長にとって「適正配置」は、労働災害の防止の面でも、作業者の能力開発・意欲向

上の面でも重要な職務の1つである。

2. 4 沿革

2. 4. 1 制度史

工場法	○工場法（明治44年3月29日法律第46号）に、職長教育等の規制はない。
労働基準法	○労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）および旧労働安全衛生規則（昭和22年10月31日労働省令第9号）に、職長教育等の規制はない。
労働基準法研究会第3小委員会報告書	労働基準法研究会内の第3小委員会が、昭和46年7月13日に労働省に提出した報告書には、今後の労働安全衛生対策の具体的方向性として、「(2)安全衛生教育の充実強化」が挙げられており、その具体的内容として、次の3点が列挙されていた。 イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施 ロ 教育内容の明確化 ハ 職長教育などの明確

⁸¹ 基発第602号・昭和47・9・18。

⁸² 基発第602号・昭和47・9・18。

⁸³ 井上・前掲註25（北樹出版、1978年（昭和53年））150頁。

⁸⁴ デイリー法学選書編修委員会（編）『事

業リスク解消！労働安全衛生法のしくみ』（三省堂、平成31（2019）年）●頁。

⁸⁵ 中央労働災害防止協会『職長の安全衛生テキスト〔第4版〕』（中央労働災害防止協会、令和2（2020）年）13頁。

	化
改正労働安全衛生法施行令（令 4 年 2 月 24 日）	令 19 条に定める職長教育の対象業種に、「食料品製造業」および「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が追加（令 5 年 4 月 1 日より）。

同規定は、工場法および旧労基法の時代にはなく、安衛法の成立の際に新たに導入されたものである。職長教育について初めて国会で言及されたのは、職業安定法の一部を改正する法律案について審議された、昭和 24 年 4 月 27 日の第 5 回国会衆議院労働委員会第 10 号においてである。齋藤邦吉（職業安定局長）は、次のように発言している。

「この職場補導は日本には今まであまりなかつたものでございまして、これは一種の職長教育であるのでございます、すなわち工場事業者の職長が、ふだん労働者を使いますときの労働者の使い方、あるいは作業の仕方、そういうものについて職長を教育する。その職長の教え方を教育しようというのでございます。すなわち政府はこの補導員を養成いたしまして、その補導員が工場事業場の職長を集めまして、その職長が労働者を教えるときのいろいろな注意、これを教えるわけでございます。すなわち職長が労働者を使いますときに、やはり労働者をどういうふうに使った方が一番能率を上げ得るだろうか、あるいは教える仕方にいたしましても、たとえば右から教えるよりも、左の方から教えた方がいいのじやないかというような、いろいろな教え方

があるのであります。そういう職長が労働者を使つて、その労働力を十分有効に発揮させる。そのために指導をひとつやろう、そういうわけでございますが、これはイギリス、あるいはアメリカ等におきましてもトレーニング・イン・インダストリーといわれまして、非常に成績を収めておるものでありますので、日本におきましても、労働力を最も有効に発揮させるための一つの職長の教育、これをやろうというのが、この三十條の規定でありまして、これは普通の補導所のいわゆる補導というものとは違うわけでございます。」

これ以降、職長教育について言及されるのは、昭和 46 年以降になってである。この段階では、職長教育を法定の制度として労働安全衛生法に盛り込む目的を労働災害防止と明確に位置付けている。これは、昭和 30 年代以降、技術革新が進み、新たな製造方法や工法、化学物質が使用されるようになり、従来では想定されなかった大規模災害や職業病が問題視されるようになったためである。労働災害防止対策として、労働基準法研究会第 3 小委員会が昭和 46 年 7 月 13 日に労働省に提出した報告書には「安全衛生教育の充実強化」の具体化の 1 つとして職長教育が挙げられており、これが本条に規定された。

2. 4. 2 背景となった災害等

かつて、食品製造業は、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除いて職長教育の対象となっていなかった。

令 4 年に、労働安全衛生法施行令の一部が改正され、それまで職長教育の対象から

除外されていた「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が追加されることになった。

行政官のインタビューでは、直接の背景となったことは明らかではないが、印刷業が加えられることとなった背景には、平成24年以降、大阪において印刷事業において胆管癌にかかる多数の労働災害請求がなされたことがあることが指摘された。

胆管癌とは、胆汁の通り道である胆管に生じる悪性腫瘍であり、内腔を覆う胆管上皮細胞が悪性化したものが大部分であるという⁸⁶。また、胆管がんは、ジクロロメタンまたは1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度に暴露することにより、発症しうるとの医学的に推定できるとされている⁸⁷。

このように、当初は、比較的小規模事業場であることが多い印刷事業は、職長教育の対象とするになじまないと考えられたが、もたらされる災害の重大さに鑑みて、追加されるに至ったことが推測されるという。

2. 5 運用

2. 5. 1 適用の実際

職長教育を実施すべき対象業種は、安衛令19条によると6業種（建設業、一部を除く製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業）であるが、行政官のインタビューによると、労働現場あるいは教育の場

において主に寄せられる質問は次の2つであるという。

第1に、なぜこの6業種が対象であるのか。罰則規定があれば、対象を絞らざるを得ないといいうるが、本条には罰則の定めがない。

インタビューによると、立法当初、職長教育を実施すべき対象業種から除外するのが望ましいと考えられたものとして、食品製造業（うまみは除く）や印刷業がある。食品製造業は、かつては家内労働的側面が強く、また、印刷業は事業規模が小さい場合が一般的であったため、職長を配置すべき事業場として親和性がないと考えられたからだという。このように、罰則の有無にかかわらず、労働災害の発生率・件数や重大性の程度を勘案して、相対的に職長を選任すべき業種が決定された。

第2に、安衛法第3章「安全衛生管理体制」に直接規定のない職長の位置づけ、法的責任、両罰規定（法122条）との関係はいかなるものか。

職長教育が求められる対象業種において、労働災害が発生した場合、名宛人は事業者となっても、自然人の行為が問題となるため、職長に当該責任が問われ、職長が送検されるのが実態であるという。とくに、職長は事業者の立場として現場を指揮しているため、職長の責任が問われるとともに、両

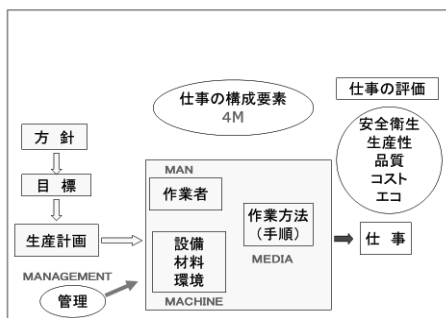
⁸⁶ 厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会報告書 化学物質ばく露と胆管がん発症との因果関係について～大阪の印刷事業場の省令からの検討～（資料2）」（平成25年3月）1頁。

⁸⁷ 前掲中86) 厚生労働省「印刷事業場で

発生した胆管がんの業務上外に関する検討会報告書 化学物質ばく露と胆管がん発症との因果関係について～大阪の印刷事業場の省令からの検討～（資料2）」（平成25年3月）16頁。

罰規定により事業者も罰せられる。

なお、職長教育は事業者に課せられたものであるが（罰則の定めはない）、職長教育が実施されていない事情があったとしても、発生した労働災害における職長の責任が免責されるわけではない。



※藤森先生作成

2. 5. 2 関係判例

綿半ソリューションズ（綿半鋼機訴訟承継人）事件（長野地裁松本支判平 30・3・28（判例集未搭載）LEX/DB 25560025）

<事実の概要>

原告 X は内装工事 A を営む個人事業主であり、被告 Y は、建築工事等の設計、請負及び施工等を営む会社である。Y1 は Y の支店長、Y2 は Y の従業員で本件工事の現場管理担当、Y3 内装工事を営む訴外会社 B の代表兼作業員である。

X は、2 階建て託児所の新築工事において、天井及び内壁の完成後に、床工事（本件工事）にコルクタイル裏面に接着剤（有機溶剤含有）を塗布する作業の応援を Y2 から依頼され、引き受けた。Y3 も床作業の応援を依頼されており、平成 21 年 3 月 4 日の午

後から作業に入るようになっていた。Y2 は、C を床工事の職長に指名し、A と Y3 は、C の下請けとして現場に入った。X と X の息子 D は、本件事故当日の午前中、本件工事現場の 2 階でコルクタイル裏面に接着剤を塗布する作業を行い、午後 1 時頃から 1 回保育室で同じ作業を始めた。

本件事故当日の午後 5 時頃に、Y3 が本件現場に到着し、C と共に北側トイレの床に長尺シートを張る作業を始めた。午後 6 時頃、Y3 は、立ち上げ作業をしており、長尺シートを温めて曲げやすくする目的でガストーチを使用した。一方、午後 6 時過ぎ頃、X が保育室で一人で作業をしていたところ、気化した有機溶剤に何らかの火気が引火し、保育室の床に火が走った（本件事故）。X は、一旦、保育室の西側出入口から出たが、すぐに消火器を持って保育室に戻り、同室内に消火剤を噴霧した。

X は、同年 8 月 3 日、本件事故が原因で外傷性ストレス障害（PTSD）を発症したと診断され、同月 9 日、労働者災害補償保険に基づく障害補償給付等の支給請求を行い、同月 24 日に業務起因性が認定されている（もともと、症状固定がないとして、障害補償給付は不支給決定となり、療養補償給付及び休業補償給付が支給されることとなった）。

X は、本件事故の原因は、Y3 のガストーチによるものであるとして、Y が安全配慮義務を怠ったとして、不法行為にもとづき、連帯して、損害賠償等を求めた。争点は、Y3 の注意義務違反の有無、Y2 の注意義務違反の有無、Y1 の注意義務違反の有無、Y の責任（使用者責任及び安全配慮義務違反の有無）である。

＜判旨＞一部認容・一部棄却（確定）

Y2の注意義務違反の有無（争点2）について「Y2は、本件工事の具体的な安全管理は職長に任せていた旨供述するが、Cに安全管理に関する指示をしておらず、…Y3やXらに本件工事の応援を依頼して増員を手配したのはY2であり、Xらに対して、事前に又は本件事故当日に具体的な作業内容の説明や作業場所の打合わせを行ったのもY2であることからすれば、Y2には、本件工事の各作業の安全を管理監督すべき義務があったと認められる」。「Y2は、本件工事には北側トイレで長尺シートを張る作業とコルクタイルを張る作業等が含まれ、両作業は「引火性の高いおよび蒸気」である有機溶剤を使用し、長尺シート張りには着火源となるガストーチの使用工程が含まれること、……本件工事の進ちょく状況を認識していたと認められる」。「本件事故の火元は、Y3のガストーチであったが、夕方に南側突き出し窓の開口幅を狭めたことや北側トイレのドアを閉めたことにより、気化した有機溶剤が滞留したことも本件事故発生の一因であったといえる。…Y2の認識に照らせば、各作業の進ちょく状況によっては、長尺シート張りとはコルクタイル張りの準備作業（本件塗布作業）が、間仕切りのない隣り合った空間で異なる作業員によってそれぞれ同時に進められ、そのような場合には、換気の状態等によっては、引火性の高い液体又は気体が生じる空間の隣で着火源を使用したことにより、気化した有機溶剤に引火する事故が発生する可能性があることも予見可能であったといえる」。「そうであるとすれば、Y2としては、そもそも火元となり

得るガストーチを使用する作業と有機溶剤を使用する作業を間仕切りのない隣り合った空間で同時に進めないか、これらを同時に進める場合には、換気装置を準備したり、自然換気の状態を作業員と確認するなどして、ガストーチを使用しても引火しないよう作業環境を整えるべき義務があったといえる」。「本件では、Y2は、本件事故当日午後1時頃にXらが保育室で本件塗布作業をしていることや、本件工事の進ちょく状況を確認した以上、北側トイレでガストーチが使われる可能性を認識し得たはずであるのに、換気装置を手配したり、CやX、…に対して、ガストーチを使用する予定を踏まえ換気をするよう具体的に注意しなかったのであるから、…ガストーチを使用しても引火しないよう作業環境を整えるべき義務に違反したと認められる。」

＜判決から汲み取り得る示唆＞

本件は、作業中の事故につき監督責任を負う者として、形式的に指名されていた「職長」ではなく、実質的に監督・指導を行っていた者の（職長としての）注意義務違反を認めた事案である。とりわけ、本件では、「職長」に指名されたCは、本条に定める職長教育を受けておらず、Xは、職長教育を受けていない者を職長に選任したことに対するYの安全配慮義務違反を主張していた。判旨はこの点について判断をしていないが、実態に照らして職長としての義務を果たすべき者を認定し、責任を認めている点が本判決の特徴といえる。「職長」という用語については、法律上の定義がないため、名称に関わらず、作業主任者を除く「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」がその義務

を負うことを本判決は確認したといえるだろう。

2. 6 その他

2. 6. 1 民事上の効果

労働災害が発生した場合、自然人の行為に着目するため、当該労働災害の民事上の責任は、事業者と一体の立場で当該現場で指導監督の職務にあっていた職長が負い、事業者には事業者責任が問われうる。職長教育を実施する義務は事業者にあるが、事業者がこれを怠っていた場合であっても、労働災害発生における職長の民事上の責任は免れない。

本条は、罰則付きで教育の実施を事業者に求めているものではないが、安衛法が、現場の要である職長に職階に即した教育を特に規定している趣旨に照らせば、職長教育の不実施という事情が、職長の責任を縮減する考慮要素にはなりうると解される。

2. 7 改正提案

職長教育を実施すべき対象業種は、現行法では、2. 2. 1. 2 内容に記載したとおり、建設業や製造業が中心となっている。

しかし、実際の労働現場では、安衛法第60条に基づく職長教育を受ける者のほかに、作業従事者を管理監督する事務系・技術系の課長または部長などの管理職が存在する。事業者は、これらの者に対して、本条所定の職長教育を実施すべき法的義務はないが、これらの者の中には、雇入れ時に安衛法第

59条所定の安全衛生教育を受けたり、その後は一度も安全衛生教育を受けないまま管理職になる者がいることが指摘されている⁸⁸。

現行法上、管理職の安全衛生教育は、法定外教育の一つとして実施が求められているが⁸⁹、事務系の管理職に就く者も、求められる職責に照らせば、安衛則第40条第2項に定める教育事項を熟知しておくべきといえ、職長教育を実施すべき範囲については、改正の方向性として検討の余地があるのではないかと考えられる。

3 第60条の2

3. 1 条文

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

⁸⁸ 小出勲夫「安全衛生のカギは『階層別教育』にあり！」シリーズ これからの安全衛生教育のあり方を考える [其の一] 一総

論（インタビュー）労働安全衛生広報 1032号（2012年（平成24年））13頁。

⁸⁹ 基発 1012 第1号・平成 28・10・12

3. 2 趣旨と内容

3. 2. 1 第 60 条の 2

3. 2. 1. 1 趣旨

第 60 条の 2 は、第 59 条および第 60 条にもとづく安全衛生教育に加えて、現に危険有害な業務に就いている労働者に対し、その従事する業務に関して、安全衛生水準のさらなる向上を図るための安全衛生教育を行うよう努めることを求めている。すなわち、安衛法第 59 条は第 1 項・2 項では、雇い入れ時および作業内容変更時の安全衛生教育、第 3 項では特別教育の実施を義務づけ、第 60 条は新たに職長の職務に就くこととなった者に対する教育の実施を義務づけている。これらは、いずれも各職務に従事する際に入口として行う教育である。また、第 61 条に定める就労制限業務は、所定の資格を有していれば、法定の義務違反に問われることはない。しかし、これらの教育効果を持続させるためには、新しい機械または技術の導入等に応じた継続的な・一定期間ごとの教育が必要不可欠である。そこで、本条では、技術革新の進展に伴う新規の機械等の導入や作業態様の変化等に対応して、危険又は有害な業務に現に就いている者が、特別教育に限らず新たな知識・技能を取得できるように必要な教育を行うことを求めている⁹⁰。

危険有害業務に関する安全衛生教育については、その適切かつ有効な実施を図るため、厚生労働大臣が必要な指針を公表する（第 2 項）。また、厚生労働大臣は、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うとされる（第 3 項）。

3. 2. 1. 2 内容

本条第 2 項及び第 3 項にもとづき、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」が公表され、以下の通り、教育の対象者、教育事項、教育時間等が示されている。

3. 2. 1. 2. 1 対象

教育を受けるべき対象者は、①就業制限に係る業務に従事する者、②特別教育を必要とする業務に従事する者、③①又は②に準ずる危険有害な業務に従事する者とされている。したがって、本条にいう危険有害業務の対象となる労働者の範囲は、安衛法第 59 条 3 項および第 61 条の範囲よりも広範囲に及ぶ。

3. 2. 1. 2. 2 教育内容及び時間

教育内容は、労働災害の動向や技術革新の進展等に対応した事項、時間は原則として 1 日程度と示されているが、具体的には別表で示された安全衛生教育カリキュラムによって実施されることが示されている。同カリキュラムに示された教育内容は、以下の 15 種類であり、それぞれ必要な教育時間が示されている。

事業者は、事業場の実態を踏まえたうえで、本条および指針に基づいた安全衛生教育を原則として就業時間内に実施するよう努めなければならない。

- ①揚貨装置運転士安全衛生教育
- ②ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育

⁹⁰ 発基第 84 号・昭和 63・9・16。

- ③ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育
- ④ボイラー整備士安全衛生教育
- ⑤クレーン運転士安全衛生教育
- ⑥移動式クレーン運転士安全衛生教育
- ⑦ガス溶接業務従事者安全衛生教育
- ⑧フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（就業制限に係るもの及び特別教育に係るもの）
- ⑨車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
- ⑩車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育
- ⑪機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育
- ⑫ローラー運転業務従事者安全衛生教育
- ⑬有機溶剤業務従事者安全衛生教育
- ⑭チェーンソーを用いて伐木等の業務従事者安全衛生教育
- ⑮ 玉掛け業務従事者安全衛生教育

3. 2. 1. 2. 3 定時教育および随時教育指針（危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針）によると、本条にもとづいて実施される教育には、定期教育および随時教育の2つが予定されている。定期教育は、教育対象者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施されるもので、随時教育は、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施されるものである。随時教育で実施される教育事項には、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものがある。

3. 3 関連規定

3. 3. 1 法条

(1)法 59 条 3 項：事業者に対し、安衛則 36 条に定める「危険または有害な業務」（研削砥石の取替の業務、小型ボイラーの取扱いの業務、動力プレス機械の金型の調整など 57 業務）にかかる特別教育を実施することを義務づける規定（違反には 6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（法 119 条 1 号））。

(2) 61 条：法 59 条 3 項に定める特別教育よりも危険・有害の程度の大い一定業務について、免許等の資格を有する者以外の就業を制限する規定。第 1 項は、事業者に対し、就業が制限される者に禁止業務を就かせることを禁止する（違反には、6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金（法第 119 条第 1 号））。第 2 項は、資格を有さずに禁止業務を行うことを禁止する（違反には、50 万円以下の罰金（法第 120 条第 1 号））。

いずれも、特別教育または免許等を受ければ法違反を問われることはないが、労働災害防止の実効性を高めるためには継続的な教育が必要であり、本条（60 条の 2）は、罰則付きで定めた危険有害業務に対する教育等のアフターフォロー教育としての性格を有する。

3. 4 沿革

3. 4. 1 制度史

改正労働安全衛生法	○改正労働安全衛生法（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）は、第 60 条の 2 を新設し、技術革新
-----------	---

	<p>の進展に伴う作業態様に対応すべく、事業者に対し、現に危険有害業務に従事する労働者に対する安全衛生教育を行うよう努力義務を定める。</p>
--	---

3. 4. 2 背景となった災害等

本条は、昭和 63 年の法改正の際に追加された規定である。法案審議では、産業構造の変化や技術革新の進展による様々な労働安全衛生上の問題が生じてきており、それへの対応の必要性が議論されている。とくに、「自動化、OA 化、ME 機器の導入ということに伴ってのいろいろな特徴、単純、看視、反復労働の増加というものが身体的肉体的な疾病と同時に精神的神経的ないろいろな疲労、疾病を醸し出している。これは今社会問題になってきております。この対策が今の労働省の最大の問題の一つだろうと私は思うんですね。」（第 112 回国会 参議院 社会労働委員会 第 8 号 昭和 63 年 4 月 14 日、237 内藤功の発言）にあるように、VDT 作業による健康障害やメンタルヘルスの問題が出てきており、それへの対応の一環として本条が導入されたものである。

3. 5 運用

3. 5. 1 適用の実際

安全のための教育は、一度行えば十分という性質のものではなく、本条は、技術の進展や新しい機械・設備に対応できるよう、定期的に教育を実施するよう努めることを事業者に求めている。もっとも、本条は努力義務にとどまるものであることから、実務上、

同規定が活用される場面はきわめて少ないようである。

その要因の 1 つには、教育の範囲が明確でないことが考えられる。すなわち、再教育（定期教育・随時教育）すべきものとして、法 59 条 3 項の特別教育、法 61 条の就業制限にかかる業務のための教育に加え、それらに準じるものが対象となる。しかし、極論をいえば、危険を伴わない業務などなく、そうすると、本条の適用対象は無制限に拡がりうる。そのため、事業場が各々必要な安全のための教育を行うよう努めることを求めて、一定の裁量を各事業場に委ねることには合理性があるといえるだろう。

また、本条のような努力義務規定の場合であっても、かつてであれば、指導票に監督官が自由記入することで、指導する機会は確保されていたようであるが、現在は、指導票にあらかじめ記載された項目にチェックする形式になっており（本条にかかる項目はない）、監督官サイドも項目外について指導がしづらい状況となっているという。

事業者が再教育・定期教育の重要性を認識している場合であっても、とりわけ中小企業では、そこまで目が届かない（手が回らない）のが実情であることに鑑みると、それを解消・改善していくためには、国や行政による支援の充実化が求められる。

3. 5. 2 関係判例

本条を直接の根拠とする関係判例は見当たらない。これは、本条の適用対象となる者が、上記の通り、特別教育を必要とする業務および就業制限にかかる業務に従事する者であり、これら危険有害業務に従事するこ

ととなった者の「その後の」教育という位置づけであり、法的拘束力のない努力義務規定であるためと思われる。したがって、本条に違反すると推察される事案においても、結局のところ、問題となるのは安衛法第59条第3項または第61条に対する違反の有無が中心となるのではないだろうか。

もっとも、本条は特別教育および就労制限業務よりも対象範囲が広く、これらに該当しないが、少なくとも準ずる危険有害業務については本条が根拠となり得る。

3. 6 その他

3. 1 民事上の効果

本条は、努力義務規定にとどまるものであり、労働者が本条に基づく教育の実施を事業者に対して請求したり、不実施を理由とする民事上の責任を追及したりすることについて、直ちに認められるとはいえない。

もっとも、本条は、安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に従事する者及び第61条の就労制限にかかる業務に従事する者が対象となっている。そして、本条がこれらの規定を設けた趣旨がより効果的に・継続的に確保されることを目的としていることに照らせば、労働者が本条に基づく教育を求めていたにも関わらず、それを実施しなかった等の事情がある場合は、それが考慮要素として判断に影響を与える可能性はあると思われる。

4 第61条

4. 1 条文

（就業制限）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

4. 2 趣旨と内容

4. 2. 1 第61条

4. 2. 1. 1 趣旨

労働者が従事する業務の中には重大な事故を引き起こす危険性の高いものがある。そこで、本条では、一定の危険有害業務について、当該業務に従事するためには、免許等の資格を要することを求め、就業を制限する旨を定めている。

4. 2. 1. 2 内容

4. 2. 1. 2. 1 対象業務

本条所定の就業制限の対象となる危険有害業務には、クレーンやフォークリフトの運転業務、ボイラーを取り扱う業務など、以下16の業務がある（安衛令第20条）。

事業者は、都道府県労働局長の免許を受けた者あるいは技能講習を修了した者などの資格を有する者に対してのみ、当該業務に従事させることができる（安衛則第41条別表第三）。なお、これらの資格を有する者は、当該業務に従事する際は、免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない（安衛法第61条第3項）。

①発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務

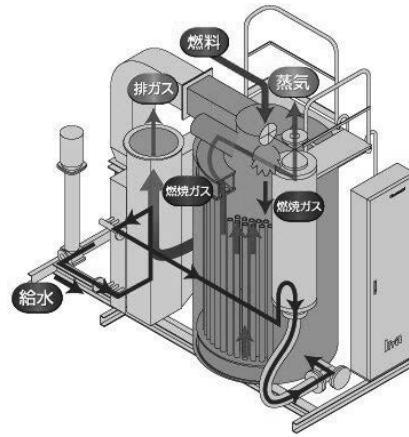
②制限荷重が五トン以上の揚貨装置（船舶に取り付けられたデリックやクレーンの設備）の運転の業務



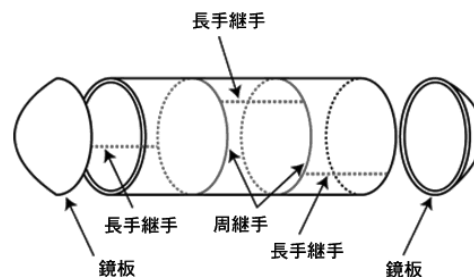
shi-tsu-gyo.com

<https://shi-tsu-gyo.com/youkasouchi/>

③ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務



④前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手（ボイラーの主要部分の胴またはドラムは、通常、円筒形になっており、円筒状に巻かれた鋼板の両端を鏡板でふさいだ接続部分（＝継手）の周方向を溶接したもの）の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務



WEB 無料資格講座 二級ボイラー資格講座
<http://boiler.shichihuku.com/kakubu.html>

⑤ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ）胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ）伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ）伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ）伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

⑥つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（こせん 跨線テルハを除く。）の運転の業務



跨線テルハ

岡山市 国富 973 赤木幸茂氏 HP

http://www.lok.jp/prototyp/mahoroba/61_9_9_d.htm

⑦つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路（以下この条において「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務

⑧つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務

⑨潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

⑩可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

⑪最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

⑫機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

⑬最大荷重（ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

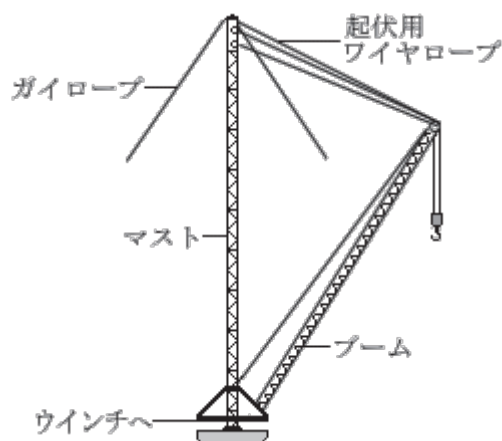
⑭最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

⑮作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務



株式会社カネコ・コーポレーション HP
<https://www.kaneko.ne.jp/product/%E9%AB%98%E6%89%80%E4%BD%9C%E6%A5%AD%E8%BB%8A/>

⑯制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック（貨物を吊り上げることを目的とするクレーン）の玉掛け（デリックやクレーンのフックに貨物等を掛けること）の業務



デリック

デリックの定義と種類 (crane-club.com)

<http://www.crane-club.com/study/derrick/definition.html>

4. 2. 1. 2. 2 罰則

事業者は、本条第1項に違反して政令で定める業務に所定の資格を有しない者を本条で禁止される業務に就かせた場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第119条第1号）。また、所定の資格を有さない者が、同第2項に違反して政令で定める禁止業務を行った場合は、当該業務を行った者が50万円以下の罰金に処せられることとなる（安衛法第120条第1号）。さらに、事業者は、同第4項の厚生労働省令に違反した場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第119条第4号）。

4. 2. 1. 2. 3 特別教育と就業制限

安衛法第59条第3項が定める特別教育は、その名宛人が事業者になっており、第59条第3項に違反する事業者は、6カ月以

下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（安衛法第 119 条第 1 号）。特別教育の実施は事業者の義務であるから、これを受けずに当該業務に就いた労働者が罰せられることはない。

これに対して、法第 61 条第 1 項は、事業者が、資格を有さない者に対して、安衛令第 20 条に定める 16 業務に就かせることを禁じている。「資格を有する者でなければ」とは、事業主、法人の役員等であっても当該業務を行うためには資格を要することを意味する。

また、同条第 2 項は「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない」と定めており、制限業務に労働者を就労させた事業者のみならず、制限業務に従事した当人も処罰の対象となることを定めている。すなわち、本条の適用対象となる者の範囲は、法第 59 条第 3 項より広範なものとなっている。これは、安衛則 36 条で定める特別教育を要する業務よりも、安衛令第 20 条に定める就業制限にかかる業務の危険・有害性がより高いことを示している。

実際の適用事例としては、法令で定める資格を有しないにも関わらず、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトを運転した事業者 A の代表取締役 B が労働基準監督署から指導を受けた例がある。

4. 3 関連規定

(1)法第 59 条第 3 項：事業者に対し、安衛則 36 条に定める「危険または有害な業務」（研削砥石の取替の業務、小型ボイラーの取扱いの業務、動力プレス機械の金型の調整など 57 業務）にかかる特別教育を実施す

ることを義務づける規定（違反には 6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（法 119 条 1 号））。

4. 4 沿革

労働基準法	<p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は、制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 49 条に「使用者は、経験のない労働者に、運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、險査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせその他危険な業務に就かせてはならない。</p> <p>使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。</p> <p>前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。」と規定する。</p> <p>○旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）は、第 44 条において「使用者は、第四十九条第二項の規定により、都道府縣労働基準局長の行う技能試験に合格し免</p>
-------	--

	<p>許を受けた者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。</p> <p>一 汽缶のふん火その他取扱の業務</p> <p>二 溶接による汽缶の製造若しくは改造又は修繕の業務</p> <p>三 巻上能力五トン以上の起重機運轉の業務</p> <p>四 アセチレン溶接装置の作業主任の業務</p> <p>五 映寫機による上映操作の業務</p> <p>前項の規定による免許を受けたものでなければ、當該業務についてはならない。</p> <p>第一項の試験及び免許に関する規定は、第四編各章に定めるところによる。」</p>
<p>労働安全衛生法</p>	<p>○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）は、第42条に、</p>

険・有害の程度に応じて段階的に分類される。

例えば、フォークリフトの運転業務の場合、最大荷重1t未満であれば特別教育を修了することで行うことができるが、最大荷重（基準荷重中心に負荷させることのできる最大の荷重）1t以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務は、フォークリフト運転技能講習修了者または職業能力開発法に定める^{ようじゅう}揚重運搬機械運転系港湾荷科の訓練（通信の方法によるものは除く。）を修了した者でフォークリフトについての訓練を受けた者等でなければ実施できない。

実際の適用では、フォークリフト運転技能講習を修了していない労働者に最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転業務を行わせていたことから、有資格者に当該業務を行わせるよう指導されている。

本条違反で送検されるケースも、例えば、無資格の労働者にフォークリフトの運転業務や移動式クレーンの玉掛け業務などを行わせるものが多い。

4. 5. 1. 2 適用対象者

資格を有さない者が就業制限にかかる業務を行った場合、実務上は、無資格者を就労させた事業者に対して法第61条第1項が適用され、監督行政が指導・処分を行うケースが圧倒的に多い。

しかし、法第61条は、無資格者に就労させた事業者のみならず、無資格のまま就労した当人についても処分の対象としている（同条2項）。ここでは、当該事業者との雇用関係または指揮命令関係、当人の労働法

4. 5 運用

4. 5. 1 適用の実際

4. 5. 1. 1 指導・送検事例

危険・有害業務については、安全衛生教育（法59条1項および2項）、特別教育（法59条3項）または本条の就業制限が、危

上の地位等は問題とならず、事業の代表者や法人の役員、個人事業主（一人親方）等も含まれる。実務上は、事業者の指揮監督権が及ばない状況下、すなわち、労働者が無資格のまま就労しており、当該事実を事業者が関知していない場合などがある。

この場合、無資格で就労している主体が一人親方等である場合、法第 61 条第 2 項が適用され、無資格で就労した本人が処分の対象となる。

4. 5. 1. 3 法第 61 条第 1 項の範囲

法第 61 条第 1 項は、「事業者は、……(略)……、当該業務に就かせてはならない。」と規定しており、事業者自身が無資格で制限業務を行った場合に、当人に同規定が及ぶかが必ずしも明らかではない。

事実、監督官を対象に行ったアンケート調査では、略式ではあるが、起訴例においても、その根拠を第 1 項あるいは第 2 項に拠るべきかで適用の判断が分かれているとの回答がみられる。

仮に、事業者自身が制限業務に無資格のまま就労した場合の解釈として、第 1 項は及ばないとする場合、第 1 項違反に比べて法定刑の軽い第 2 項を根拠に処分されることになる。他方、事業者が事業者自身を制限業務に就かせた事業者としての責任として第 1 項が及ぶとも解し得る。

しかし、第 1 項は、無資格者を就労させることによって、当該他人を危険にさらした使用者責任を事業者に課すものであると解せば、雇用関係または指揮命令関係等に照らして、危険な業務命令に従わざるを得ない労働者と違い、事業者本人が無資格の

まま就労した場合に、第 1 項に比べて法定刑の軽い第 2 項が適用されることは妥当であると考えられる。

4. 5. 2 関係判例

(1) 旧労基法第 49 条第 2 項にもとづく就労制限の対象となるのは、無資格者を有資格者の補助者として就労制限された業務に就かせる場合にも及びうることを示した例（岡部組事件人吉簡判昭和 45 年 2 月 20 日判時第 602 号 105 頁、注解 4101 頁）

<事実の概要>

被告人 Y1 は、土木建築工事を営む有限会社岡部組の代表取締役であり、熊本県知事から火薬類消費の許可を受け、建設省から請負った球磨郡五木村上荒地の五木ダムサイド試掘横坑工事（以下、「本件ダム工事」という。）において火薬類を消費し、かつ労働者を使用していた。

Y1 は、昭和 44 年 2 月 1 日頃から同年 5 月 6 日までの間、本件ダム工事の現場において、火薬類を消費する場所に火薬類取扱所を設けていなかった。また、導火線発破の業務は、本件ダム工事の現場代理人である Y2 が行ったが、Y2 は導火線発破の業務に就く資格を有していなかった。

<判旨>

弁護人は、「Y2 は有資格者である H の補助者として判示業務に従事したのであり、Y1 も Y2 にその旨命じたに過ぎないから、Y1 の行為は労働基準法四九条二項、一一九条一号、労働安全衛生規則四四條の二の二の一項には該当しないと主張するけれども、

右法令は労働者の安全を保障するため使用者が必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせることを禁止しているのであり、他方その唯一の例外として同法七〇条、七一条は必要な技能を有しない者であっても技能養成の場合にはその必要の限度で危険業務の就業制限に関する規定について命令で別段の定をすることができる旨規定しているのであるから、右例外事由に該当しない本件においては、労働者を独立して右業務に就かせると、或いは有資格者の指揮命令に従い手足のように使用される補助者として右業務に就かせるとにかかわりなく、必要な技能を有しない労働者を特に危険な業務に就かせることによつて労働基準法一一九条一号（四九条二項）は充足されるものといわなければならないばかりでなく、… Y2 は独立して判示業務に従事し、かつ Y1 はこれを認容したものであることが認められる」。

＜判決から汲み取り得る示唆＞

労基法や安衛法において、一部の業務に就業制限が課されている趣旨は、災害が生じたときに労働者が被り得る危険が大きいと考えられるものについて、特に労働者の安全を保障することにある。

旧労基法でも例外的に無資格者に対して「長期の教習を必要とする技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合」は、当該業務に就くことが認められていたが（旧労基法第 70 条、第 71 条）、そのためには、予め、対象となる人数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準および支払い等を定めたうえで「行政官廳の認可を受けなければならない」（旧労基法第 71 条）

とされていた。

そのため、有資格者以外の従事が禁止される業務には、「有資格者の指揮命令に従い手足のように使用される補助者」としてであっても、従事させてはならないことが示唆される。

4. 6 その他

4. 1 民事上の効果

無資格の労働者を制限業務に就かせた結果、労働災害が発生した場合、事業者は債務不履行または不法行為に基づく安全配慮義務違反に問われ、損害賠償を請求されうる。また、本条は労働者が制限業務を行うことも罰則付きで禁止しており、事業者に対する安全配慮義務違反が認められる場合であっても、過失相殺の対象となりうる（福岡高判平 13・7・31 判時 1806 号 50 頁）。

5 第 62 条

5. 1 条文

（中高年齢者等についての配慮）

第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

5. 2 趣旨と内容

5. 2. 1 第 62 条

5. 2. 1. 1 趣旨

年齢が高くなると、一般に身体的機能等が低下し、それにより労働災害発生リスクが高まることがある。また、法案審議においても、中高年齢層は、急激に変化する生産

方式や工法等について若年層に比して適応力が乏しいために労働災害を被る比率が高いとの認識が持たれていた⁹¹。そこで、安衛法第62条は、事業者が中高年齢者その他労働災害の防止のために、とくに就業上の配慮が必要な者について、心身の条件に応じた適正配置をするよう努めるべきことを定め、労働災害発生リスクが特に高く配慮が必要な労働者の保護を図っている。なお、本条に法的拘束力はない。

5. 2. 1. 2 内容

5. 2. 1. 2. 1 中高年齢者

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、2019年は27%であり、若年層に比べて高年齢層で労働災害発生率が高いことが統計上示されている⁹²。しかし、他方で、中高年齢の労働者には、若年労働者にはない、長年の経験・研鑽で培われた技能や精神的な安定がある。したがって、年齢を理由に危険を伴う業務から画一的に中高年齢者を排除するのは労使双方にとって望ましいとはいえ、各労働者の心身の機能・状態に応じた適正配置をし、必要があれば就業上の配慮をすることが求められる。

心身の条件に応じた適正配置の具体例として、例えば、ハンマーやシャベル作業等の重激な筋労働、脚力や反応の敏捷さが求められる高所作業等が挙げられる。事業者は、

作業の性格と従事させようとする労働者の心身の条件が作業の安全な遂行上、問題がないかを個別具体的に考慮することになる⁹³。

5. 2. 1. 2. 2 その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者

本条の「その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者」に含まれる者としては、通達では高年齢者のほかに身体障害者および出稼労働者が例示されている⁹⁴。

身体障害者が含まれているのは、当時の雇用情勢において就職が困難な年齢階層としてその雇用促進を目的に、昭和46年9月17日に成立した中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法と身障者雇用促進法の両法が深い関係にあることがある⁹⁵。

5. 3 関連規定

5. 3. 1 法条

(1)法60条：事業者に対し、作業主任者を除く新たに職長その他職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者への安全衛生教育を義務づける規定（違反には）。実施すべき職長教育の内容には、作業方法の決定及び労働者の配置に関することが含まれており（1号）、性別、年齢、障害、心身の状態などの作業者の特性を考慮して決

⁹¹ 第68回国会衆議院社会労働委員会第5号・昭和47年3月10日（渡邊（健）発言）

⁹² 厚生労働省「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」パンフレット

（4頁版）

⁹³ コメントール・574頁。

⁹⁴ 昭和47・9・18基発第602号。

⁹⁵ 第65回国会衆議院社会労働委員会第5号・昭和46年2月23日（田畑金光発言）

定されなければならない。

5. 4 沿革

5. 4. 1 制度史

本条は、旧労基法ではなく労働安全衛生法制定時に規定されたものである。労働力人口の高齢化や人手不足を背景とする高年齢者の雇用促進等の労働政策上の要請にも合致する。

5. 4. 2 背景となった災害等

直接的な関係性は明らかではないが、昭和44(1969)年4月1日に東京の荒川放水路における第二新四ツ木橋の建設現場で橋脚の基礎工事を行っていた作業員8名の死亡事故がある。また、同年11月25日には、大阪の尻無川大水門工事の現場で、作業員11名が死亡する事故が起きている。同事故は、中央ケーソンのロックシャフト連結部の取り付けボルトが破損したことで、1.8mのケーソン沈下を引き起こしたとされる。

これらの事故で犠牲となった作業員の中には出かせぎ労働者も一定数いたとされ、第63回国会衆議院(昭和45年3月31日)では、出かせぎ労働者の就労環境、労働条件の対策の不備が原因ではないかとの指摘がなされている。

5. 5 運用

5. 5. 1 適用の実際

本条は、教育に特化したものではないが、監督指導の場面においては、特に中高年齢者の転倒災害について重点が置かれ、それ以外については踏み込んだ指導を行っていないのが実態のようである。また、教育という形で指導していないが、エイジフレンド

リーや通達を用いたソフトな指導を行っている。

なお、安衛法において、「中高年齢」、「高年齢」等の定義・範囲は定めていない。

5. 5. 2 関係判例

本条が直接の根拠とされていないが、社会通念上高齢者である労働者にとって危険性が高いと認められるプレスブレーキの作業を提供した結果生じた事故に対し、高齢者事業団の信義則上の保護義務違反を認めたとして、綾瀬市シルバー人材センター（I工業所）事件（横浜地判平15・5・13労判850号12頁）がある。

<事実の概要>

事業団は、健康で働く意欲のある高齢者（60歳以上）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を図るとともに、その経験と能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

事業団の目的に賛同する60歳以上の健康かつ就労意欲のある者は、事業団の会員となり、臨時的かつ短期的な雇用以外の就業機会の提供を受ける。

事業団の会員であった原告Xは、事業団による就業機会の提供に応じ、平成7年10月8日から、I工業所の工場内の作業に従事していた。

Xは、同年11月29日、同工場1階に設置されたプレスブレーキを操作して鉄板の曲げ加工の作業に従事中、テーブル奥のス

トッパーの下側に入った鉄板の左側部分を正しい位置に引き戻そうとして左手をテーブル奥に入れたところ、左手をテーブル奥に差し込んだ状態のまま、誤ってフットスイッチを踏み込んだため、ラム（下降して鉄板に圧力を加えて作用する鋭利な刃物状の金属部分）がテーブルに下降し、これによって左手の示指、中指、環指及び小指の4指をその基節骨基部から切断する傷害を負った。

Xは、同日K大学病院形成外科に入院し、本件事故による負傷部分の再接着手術を受けたところ、平成9年4月15日、身体障害者福祉法別表四に該当する障害を残して症状固定となった。

被告Yは、平成10年10月1日、神奈川県知事から民法34条所定の設立許可を受けるとともに、同日高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（ただし、平成11年法律第160号による改正前のもの。以下「高年齢者雇用安定法」という。）46条1項所定のシルバー人材センターの指定を受けて、同日設立された社団法人であるが、同年9月11日設立総会を開催し、事業団を発展的に解散しYに移行すること及び事業団の残余財産をYに移管することを決議した。

Xは、Yが事業団の地位を承継したと主張して、Yに対し、主位的に債務不履行、予備的に不法行為に基づき、損害賠償を求めて訴えを提起した。

<判旨～一部認容、一部棄却>

事業団が会員に就業の機会を提供するに当たって負う義務及びその内容については、「高年齢者事業団、シルバー人材センター、ひいては事業団の設立の経緯、高年齢者雇用安定法の成立及び関係規定の内容、労働省

の行政指導の内容、事業団設立前後の綾瀬市ないし事業団の広報活動の内容、事業団における就業の機会の確保及び提供の仕組み、一般に指摘されている加齢によって人が持つに至る身体的心理的特性などの認定事実、『事業団は、健康で働く意欲を持つ高齢者…の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を図るとともに、その経験と能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。』（規約3条）との事業団の目的を合わせ考えれば、事業団は、規約4条1号に基づいて高齢者である会員に対して就業の機会を提供するに当たっては、社会通念上当該高齢者の健康（生命身体の安全）を害する危険性が高いと認められる作業を内容とする仕事の提供を避止し、もって当該高齢者の健康を保護すべき信義則上の保護義務（健康保護義務）を負っているものと解するのが相当である。そして、ある作業が社会通念上当該高齢者の健康を害する危険性が高いと認められる作業に当たるかどうかは、作業内容等の客観的事実と当該高齢者の年齢、職歴等の主観的事実とを対比検討することによって、通常は比較的容易に判断することができるものと考えられる。」

本件についてみると、「Xは、大学卒業後、約8年間製薬会社等に勤務した後、約32年間株式会社N総合研究所（以下「N総研」という。）に勤務して化学に関連する情報や企業の分析及びそれらの情報提供等のデスクワークに従事し、平成5年12月5日同研究所を定年退職したが、それまで、一度も機械作業に従事したことがなかった。」

「本件プレスブレーキによる作業は、作業員が手で鉄板をテーブルの上に乗せ、ストッパーに合うように設置した後、手を離しフットスイッチを踏み込んでラムを下降させることにより鉄板を折り曲げる仕組みとなっているが、作業の過程において何かの都合でテーブルとラムとの間に手を挿入する必要が起これないとは言い切れず、その際一瞬の不注意によってフットスイッチを踏み込んでしまうと、安全装置が装着されていない本件プレスブレーキの場合、ラムが自動的に下降してしまい、テーブルとラムとの間に挿入した手を切断するという重大な結果を引き起こすに至ることは、上記ア認定の事実から容易に推測することができるものである。

本件事故は、まさに上記のような経緯によって発生したもので、通常の工場労働者であっても、わずかな気のゆるみによってこのような結果を発生させる事態があり得ないではないと考えられるのに、Xは、身体的対応が遅れがちで、危険を避けるよっさの行動をとることが困難になるなどの身体的心理的特性を持つことが指摘される高齢者であり、加えて、大学卒業後の大部分の期間を定年退職時までデスクワークに従事し、この間一度も機械作業に従事したことがなかったというのである。

このように見てくると、本件プレスブレーキによる作業は、作業内容等の客観的事情とXの年齢、職歴等の主観的事情とを対比検討した場合、社会通念上高齢者であるXの健康を害する危険性が高いと認められる作業に当たるということが出来る。にもかかわらず、事業団は、本件プレスブレーキによる作業も含まれるものとしてXに対し

て上記工場内作業の仕事を提供し、Xがこれに応じて本件プレスブレーキによる作業に従事した結果、本件事故に至ったのであるから、事業団は、Xに対する健康保護義務の違背があったものとして、債務不履行に基づき、本件事故によってXが被った損害を賠償すべき義務があるというべきである。なお、Yは、事業団の義務違反と本件事故との間の相当因果関係の存在を否定するが、Xが本件プレスブレーキによる作業が重大な結果を引き起こすことがあり得る作業であることについて全く予備知識を欠いた状態で本件プレスブレーキによる作業を含む仕事の提供に応じたのであるから、会員に事業団からの仕事の提供に対する諾否の自由があるという点を考慮しても、相当因果関係の存在を否定することは当を得ないというべきである。また、I工業所の関係者による本件プレスブレーキの操作方法の指示の存在は、過失相殺事由として考慮すれば足りる事柄というべきである。

そして、Yが平成10年9月11日開催の設立総会において、事業団を発展的に解散しYに移行すること及び事業団の残余財産をYに移管することを議決したことからすれば、Yは、事業団の法的地位を引き継いだものとして、Xに対する上記損害賠償義務を承継したものということができる。」

＜判決から汲み取り得る示唆＞

判決では、法62条についての直接の言及はないが、高齢者の場合、「身体的対応が遅れがちで、危険を避けるよっさの行動をとることが困難になるなどの身体的心理的特性を持つことが指摘される」ため、「健康を害する危険性が高いと認められる作業」

に配置した結果、事故が生じた場合は、「健康保護義務の違背があったものとして」、債務不履行に基づく損害賠償責任を負うことになる」と判示した。本判決は、法 63 条への直接の言及はないが、労働者が高年齢であるなど、心身の条件に応じた適正配置が行われるべきとする本条の趣旨が読み取れる。

5. 6 その他

5. 6. 1 民事上の効果

本条は、事業者が労働者の心身の条件に応じた適正配置を求めており、雇用継続支援の性格を有するといえる。本条については、事業者が本条の趣旨に適う適正配置を行わず、当該労働者に対し解雇その他不利益取り扱いを行った場合にどのような法的効果が生じるかが問題となりうる。なお、事業者が必要な配慮措置を講じなかった結果、労働災害が発生した場合には、民事上の損害賠償責任が問われうる。もっとも、本条は努力義務規定であり、法的拘束力を有さない。そのため、直接的な私法上の効果は生じないが、考慮要素の一つにはなりうると思われる。

5. 7 改正提案

5. 7. 1 要配慮者の範囲

本条は中高年齢労働者のほか身体障害者、出稼ぎ労働者が適用の対象となっている。しかし、労働災害防止の観点から配慮を要する者は、上記に限定されるものではない。制定当初において、身体障害者のみに範囲が限定されていたのは、当時、事業者が雇用義務が課せられていたのが身体障害者であ

ったことに起因すると思われる。障害者雇用促進法の改正により、雇用義務の対象となる障害者に知的障害者が加えられたのは 1998 年、精神障害者が加えられたのは 2018 年である。しかしながら、配慮を要する障害者を身体障害者に限定することは、今日においては理由がなく、知的障害者、精神障害者、発達障害者等も含まれるとすべきである。

また、外国人労働者⁹⁶についても、熟練度や言語能力に応じた適正配置につき配慮を要する場合があると考えられることから、本条の適用範囲に含めることを検討する余地があると思われる。もっとも、外国人労働者に射程を拡げる場合、外国人労働者は労働災害発生の高リスク属性であるとの差別的メッセージを発することにもなりかねない。そのため、改正の方向性として外国人労働者を適用範囲とすべきかを検討するに際しては、この点を慎重に議論する必要がある。しかし、安全衛生教育推進要綱（基初 1012 第 1 号・平成 28・10・12）では、「5. 教育等の推進に当たって留意すべき事項」として、とくに高年齢労働者および外国人労働者が挙げられていることに照らすと、労働災害防止上の今日的課題として、高年齢労働者および外国人労働者への配慮が認識されているとみることができる。その具体化する一つ的手段として、これらの者に対する法定外の安全衛生教育の実施を通達で求める趣旨と考えられるため、本条適用の要配慮者としても外国人労働者を含める方向で議論されるべきものと思われる。

なお、日本にルーツを持たない外国人労働者

⁹⁶ 畠中・前掲註 4（2019 年（平成 31 年・

令和元年）281 頁。

働者は、母国に家族または親戚等がいる中で、日本に就労に来ているともいえるため、出かせぎ労働者に準ずる者として解することも可能と思われる。

6 第 63 条

6. 1 条文

（国の援助）

第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

6. 2 趣旨と内容

6. 2. 1 第 63 条

6. 2. 1. 1 趣旨

安全衛生教育が、業種・事業規模に関わらず効果的に実施されるためには、教育を行う指導員を養成したり、教育のための教材資料の提供その他、安全衛生教育全般の整備普及について国の支援が必要である。

本条は、この旨を明記するものである。

6. 2. 1. 2 内容

本条に基づき設置されたものとして、安全衛生教育センターがある。同教育センターは、教育等の水準の向上を図ることを目的としている⁹⁷。同センターは、本条に基づ

く国の援助措置の一環として設けられたものであり、ここで実施される安全衛生教育は、その全体系の中核的推進者となる指導員の養育を目的としている。基発第 525 号通達では、「名実ともにわが国における安全衛生教育のメッカとすべきもの」とされており、安全衛生教育が労働災害防止のうえで特に重視され、国の支援措置として重視されていたことがわかる。

同教育センターは、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に運営を委託しており、教育等の講師となる人材養成の講座を開設している。

6. 3 関連規定

該当なし。

6. 4 沿革

6. 4. 1 制度史

昭和 48 年に東京安全衛生教育センターが設立された。

6. 4. 2 背景となった災害等

安全衛生教育は、工場法時代より、労働災害を防止するために重要な役割を果たすものと位置づけられ、労働基準法では、雇い入れ時の安全衛生教育が義務づけられていた。その後、労働安全衛生法の制定により、それまで行政指導として進められていた、作業内容変更時の安全衛生教育、危険有害業務に対する特別教育、職長教育の実施が事業者には義務づけられ、とくに危険有害な業務については就労制限が設けられることとな

⁹⁷ 「安全衛生教育及び研修の推進について」平成 3 年 1 月 21 日基発第 39 号、改

正平成 28 年 10 月 12 日基発 1012 第 1 号。

った。

本条は、事業者には各種教育を義務づけると同時に、事業者が行う安全衛生教育を効果的なものにするために国が施策の充実を図ることが必要との認識から設けられたものである。そのため、特定の災害がきっかけとなって、本条の制定につながったわけではない。

6. 5 運用

6. 5. 1 適用の実際

条文の性質上、本条が実務で適用される場面はほとんど想定されない。

6. 5. 2 関係判例

見当たらなかった。

6. 6 その他

6. 6. 1 民事上の効果

本条は国の支援措置について定める努力義務規定であり、民事上の効果はないと思われる。

D. 考察

① 安全衛生教育を実施すべき対象者

すでに述べたとおり、安衛法第 59 条第 1 項・第 2 項の安全衛生教育の対象者には「使用する」すべての者が含まれる。すなわち、短時間労働者や有期契約労働者、日日雇入れられる者も安全衛生教育の対象となる。

これに対して、雇入れ時の健康診断、定期健康診断は「常時」使用する労働者に対して

実施することが求められている。これは、「点」で発生する事故とは異なり、健康状態の悪化が時間的経過（＝「線」）により段階的に進行するものであるからであろう。

また、派遣労働者の場合は、雇用関係のある派遣元事業者が実施責任を負うが、就労形態の特性に照らし、安衛法の適用について特例が設けられている。すなわち、派遣労働者は、派遣先事業者の指揮命令下で派遣先事業者の機械または設備を使用して作業に従事するため、派遣先事業者は、派遣元事業者に対して積極的に情報を提供することが求められるほか、派遣元事業者から安全衛生教育の委託の申入れがあった場合は、可能な限り応じるよう努めなければならない。しかし、安全衛生教育を実施すべき法令上の義務を負うのは、派遣労働者の特例を除けば、雇用関係のある者に限られている。現行法上、一人親方は、労働安全衛生法上の労働者ではなく、安衛法第 59 条の安全衛生教育を受けられる対象とはなっていない。もっとも、実際の労働現場では、一人親方も他の労働者と変わらない作業に従事しており、業務災害も多数発生している。そこで、平成 28 年に成立した建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律にもとづき、平成 29 年に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が策定された。これにより、一人親方労働者も、業務の特性や作業実態に応じた安全衛生に関する知識習得のための支援を受けられることになった⁹⁸。安全衛生教育の対象者として残る課題としては、一人親方のよ

⁹⁸ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（2017 年（平成

29 年））5 頁。

うに、雇用関係はないが労働実態は安衛法上の労働者と変わらないプラットフォーム労働に従事する者が考えられる。想定される安全衛生上のリスクとしては、長時間労働や過大なノルマ等による心理的負荷（ストレス）、生活習慣の乱れ、VDT作業による視力の低下、就労場所・設備の安全衛生上の問題などが考えられる。

② 就業上の要配慮者の範囲

安衛法第 62 条は、中高年齢者その他労働災害の防止のために、事業者が、就業上の配慮が必要な者に対して、心身の条件に応じた適正配置をするよう求めている。中高年齢者は、個人差はあるものの、加齢に伴い、脚力や反応の敏しょう性などの機能低下がみられるため、高所作業や重大事故つながりうる機械等を使用する作業など、その「配置」に留意しなければならないとの趣旨である。

中高年齢者以外で本条に該当し得るものとして、通達では、身体障害者および出かせぎ労働者が挙げられているが、以下の者についても、本条の射程に入りうる。

第 1 に、障害を抱える者全般である。通達では、身体障害者のみに限定しているが、それ以外の障害を有する者を排除する理由はない。どの労働者をどの作業に従事させるのかという「配置」だけを問題とするならば、身体的な機能に問題のある者は、事務系の職場などに配置すれば足りることとなる。しかし、中高年齢者の労働力を活用する背

景には、労働力不足や高齢社会に伴う社会保障制度における財政上の問題の解消といった消極的な政策的側面だけでなく、知識と経験の豊富な中高年齢者の活用が企業活動に資すると考えられるからであろう。そうすると、本条の適用範囲を考える場合、「適正な配置」とは何か、その具体的内容としていかなる措置がありうるかは解釈上問題になるとしても、就業上の措置を講じたうえで配置することが本条の趣旨に適う「適正な配置」といえるのではないだろうか。

たとえば、平成 28 年改正障害者雇用促進法にもとづいて策定された合理的配慮指針別表によると、知的障害者については、「図等を活用した業務マニュアルを作成」し、「業務指示は内容を明確にし、一つずつ行う等作業手順を分かりやすく示す」ことが必要であるという。また、精神障害者に対しては、「できるだけ静かな場所で休憩できるように」し、「本人の状況を見ながら業務量を調整すること」が求められるとする。そして、発達障害者に対しては「感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行う」こと等が合理的配慮に該当するとされる⁹⁹。もっとも、上記の配慮内容は、障害者雇用促進法第 36 条の 5 第 1 項の規定にもとづき、同法第 36 条の 2 から 4 までの規定にもとづき事業主が講じるべき措置（合理的配慮）に関する指針として例示されたものであり、安衛法第 60 条との関係で直接の根拠となるものではない

⁹⁹ 「合理的配慮指針」はインターネットから入手可能である。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000>

[078980.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000/078980.html) （2020 年 2 月 14 日最終閲覧）

ことに留意する必要がある。

また、障害者雇用促進法第 36 条の 2 から 4 が、雇用の分野における障害者の機会・待遇の確保または能力の発揮を目的としているの対し、安衛法第 62 条は、特別の配慮がなければ労働災害発生リスクが上がると考えられる者に対して、事業者就業上の配慮を求めるものであるから、規定の趣旨・目的も異なる。しかし、労働者が能力を發揮できるためには、労働災害の発生を防止し、安全な作業環境を維持することが前提であるから、事業者に求められる措置としては共通するものが多いと考えられる。そのため、就業上の事業者の措置または配置について定める諸規定の関係については、今後、検討の余地があると考えられる。

第 2 に、外国人労働者である。本条に出かせぎ労働者が含まれることになった背景として、農村等からの出かせぎ労働者が製造業や建設業等に従事し、労働災害に巻き込まれる事件が多発していたことにあると思われる。当時、出かせぎ労働者の賃金その他の労働条件は相当に低く、法的地位および権利保障は不十分であった。これは、出かせぎ労働者に農村出身が多く、主管官庁が農林省および労働省のいずれであるかが曖昧であったことにも起因していたようである¹⁰⁰。そして、出かせぎ労働者のような労働者が不慣れな業務を行う場合、労働災害の発生リスクは高まる。そのため、出かせぎ労働者の全体的な地位改善の一環としてこれを保護するために本条の適用対象に含まれたと考えられる。

出かせぎ労働者が直面する状況は外国人労働者についても同様のことがいえる。当時の議論でも、出かせぎ労働者の定義について、「ある一定の期間、現在住んでおるところを離れて就労する、こんなのが出かせぎの定義などと言ったら、これは船に乗っているいわゆる船員は出かせぎか。あるいは外国官庁、公館につとめておる外国勤務の人たちは出かせぎか。それは出かせぎという広義の解釈も成り立つ¹⁰¹」との発言もある。出かせぎ労働者に含みうるものとしてどこまで射程を拡げられるかは検討の余地があるが、外国人労働者をこれに準ずる者として、理解する余地はあるのではないだろうか。

なお、事業者が外国人労働者に対して講じうる措置（配置）としては、日本語能力が労働災害を防止する観点から不十分であると考えられる者に対し、母国語で書かれた安全マニュアルの配布や作業上の注意事項を母国語で掲示するなどの措置を講じたうえで配置すること等が考えられる。

E. 結論

今年度の研究においては、安全衛生教育をめぐる法的問題について逐条ごとに検討し、若干の解説を加えた。平成 26 年度～平成 28 年度に検討された「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」によると、(a) 組織の責任者による真摯で具体的な関与、(b) 構造的で計画的な取り組み、(c) 適切な人的・

¹⁰⁰ 第 63 回国会衆議院社会労働委員会第 7 号・昭和 45 年 3 月 31 日 12 頁（小林進発

言）

¹⁰¹ 前掲註 50・8 頁（小林進発言）

物的資源が利用できる条件の整備、(d) 全ての管理者による安全衛生の重視、(e) 直面課題に応じた柔軟な対応、(f) 安全衛生と組織の生産性や競争力との一体視、の 6 要素を各事業場で展開させることが必要であるとされ、そのために、多面的で専門的かつ柔軟な労働安全衛生行政の推進が求められるとしている¹⁰²。

分担者の担当する安衛法第 6 章は、労働現場における安全衛生教育の徹底を目的としており、上記の 6 要素すべてが複合的に関連しうが、なかでも (a) 組織の責任者による真摯で具体的な関与が重要であると考えられる。労働災害が発生する背景には、生産性や利益を重視する経営側の姿勢があり、これが安全衛生上の教育その他の措置の不実施や長時間労働などの労働条件悪化につながっているといえるからである。

しかし、現行法上、安全衛生教育が法制度化されているのは、安衛法第 6 章所定の上記に列挙した法定の各種教育のほか、作業主任者への技能講習があるのみである。そこで、上記報告書では、これらのさらなる充実とともに、依然として法制度化にいたっていない経営のトップ層（総括安全衛生管理者等）、一般従業員層への一般的な安全衛生教育の実施を図るべきことが提案されている¹⁰³。

経営のトップ層による関与については、教育の法制度化のみならず、安衛法違反に対する刑事制裁も論点になる。この点、報告書では、事業体の役員の業務が労働安全衛生に及ぼす影響の大きさや、現にそれゆえに企業の取締役個人の民事責任を認める判例が複数登場して来ていること、イギリスでは既にそうした法制度が採用され、実際に運用されていること、何より事業体ごとの安全衛生文化の醸成には、トップ層による安全衛生への責任的関与を図る必要があること等に基づき、現行法上の違反者への刑事制裁規定とは別に、安全衛生の運営を担う事業体の役員が、内部統制システムの管理を怠ったことにより重大な労働災害が発生させた場合、それゆえに刑事制裁を科す旨の規定の新設に関する検討可能性が指摘されている¹⁰⁴。

労働安全衛生法の制定によって、旧労基法時代には不十分であった法定の安全衛生教育制度は強化され、体系化された。しかし、安全衛生教育を実施すべき条件・対象者・内容は広範にわたるため、多様な要請に的確に応じた実施が必要である。とりわけ、雇用関係はないが、雇用されている労働者と実態が異なる者に対する労安衛法上の対応が、今後の検討課題として求められると考えられる。

¹⁰² 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））1 頁。

¹⁰³ 三柴・前掲註 50（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））9 頁。

¹⁰⁴ 三柴・前掲註 50（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））5 頁。

また、安衛法第 62 条にいう「特に配慮を必要とする者」の範囲については、通達では、身体障害者および出かせぎ労働者等が列挙されるが、身体障害者以外の障害者や外国人労働者についても含めるべきと考えられる。また、「適正な配置」の具体的内容についても検討すべきと考えられる。「適正な配置」を就業上の措置を講じたうえで配置することを含むものと解せば、本条の射程は拡がりうるし、そのように解した方が、本条の目的にも合致する。

たとえば、安衛法第 59 条所定の安全衛生教育を実施する場合、外国人労働者や知的障害者や発達障害者などでは、必要な配慮や支援が異なるため、これらの者の心身の条件に応じた教育を実施することが求められるし、それを行うことは、本条が「適正な」配置と定めた趣旨に適う配慮義務の履行となろう。本条は努力規定であるため法的拘束力はなく、また、本条を受けて具体的な規則が置かれているわけではないが、より広がりのある規定として位置づけていく必要があるのではないだろうか。

F. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

該当なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし。

2. 実用新案登録

該当なし。


3. その他

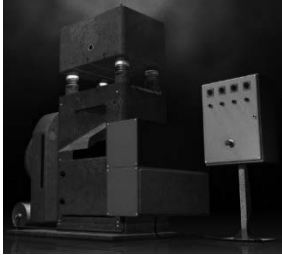

該当なし。

H. 引用文献


脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

特別教育（第 59 条第 3 項）		就業制限（第 61 条）	制限業務に就労することができる者
		発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬、残薬の点検・処理	ア 発破技師免許を受けた者 イ 火薬類取締法による火薬取扱保安責任者免状を有する者 ウ 保安技術職員国家試験規則による a 上級保安技術職員試験合格者（甲種、乙種、丁種） b 発破係員試験合格者（甲種、乙種） c 坑外保安係員試験合格者（甲種、乙種） d 坑内保安係員試験合格者（甲種、乙種、丁種）
研削 砥石 ^{といし}	 <p>那加クレーンセンターHP http://nakacc.co.jp/course/sp_red/kensaku.php</p>		

<p>プレス又はシャ ー</p>	 <p>労働安全衛生推進協会 HP http://www.axtu.org/douryoku-press-tokubetsukyoku.html</p>		
<p>アーク溶接機</p>	<p>アーク溶接</p>  <p>コベルコ教習所 新潟教習センター https://www.kobelco-kyoshu.com/niiigata/licenses/アーク溶接等特別教育/</p>	<p>可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務</p>	<p>ア ガス溶接作業主任者免許を受けた者 イ ガス溶接技能講習を修了した者 ウ 職業能力開発法に定める塑性加工科、構造物鉄工科、配管科の職種に係る職業訓練指導員の免許を受けた者 エ 保安技術職員国家試験規則 5 条の溶接係員試験に合格した者 オ 歯科医師の免許を受けた者 カ 歯科技工士の免許を受けた者</p>

電気取扱い			
電気取扱い			
最大荷重 1t 未満のフォークリフト	 <p>公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 HP https://www.froukijunren.or.jp/ フォークリフト運転技能講習 %EF%BC%88 最大荷重 %EF%BC%91 トン以上 %EF%BC%89- 《登録第 11 号》.html</p>	最大荷重（基準荷重中心に負荷させることのできる最大の荷重）1t 以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	ア フォークリフト運転技能講習修了者 イ 職業能力開発法に定める揚重運搬機械運転系港湾荷科の訓練（通信の方法によるものは除く。）を修了した者でフォークリフトについての訓練を受けた者等
最大荷重 1t 未満のショベルローダー、フォークローダー	 <p>TOYOTA L&F http://www.toyota-lf.com/products/detail/showel/</p>	最大荷重（負荷させることのできる最大の荷重）が 1t 以上のショベルローダー、フォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	ア ショベルローダー等運転技能講習修了者 イ 職業能力開発法に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者でショベルローダー等についての訓練を受けた者等

最大積載量 1t 未満の不整地運搬車		最大積載量 1t 以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	<p>ア 不整地運搬車運転技能講習修了者</p> <p>イ 建設業の建設機械施工技術検定（1級は実地試験でトラクター系機械操作施工法を選択しなかった者、2級は第二種から第六種を除く。）に合格した者</p> <p>ウ 旧職業能力開発法による養成訓練で建設機械整備科、建設機械運転科の訓練（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）の修了者等</p>
制限荷重 5t 未満の揚貨装置		制限荷重 5t 以上の揚貨装置の運転	揚貨装置運転士免許を受けた者
伐木等機械 （伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を			

行うための機械 で動力を用い、 かつ、不特定の 場所に自走する もの)			
走行集材機械 (車両の走行に より集材を行う ための機械で、 動力を用い、か つ、不特定の場 所に自走するも の)			
機械集材装置 (集材機、架線、 搬器、支柱等に より構成され、 動力を用い、原 木等を巻き上げ、かつ、空中 において運搬す る設備)			
簡易架線集材装 置 (集材機、架線、 搬器、支柱等に より構成され、 動力を用い、原 木等の一部が地 面に接した状態 で運搬する設 備)			
伐木等			
チェーンソー			
機体重量が 3t 未満の整地・運		機体重量が 3t 以 上の建設機械(整	ア 車両系建設機械 (整地・運搬・積込

<p>搬・積込、掘削用の小型車両系建設機械</p>		<p>地・運搬・積込み用機械、掘削用機械)で動力を用い不特定の場所を自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>み用機械、掘削用機械)運転技能講習修了者 イ 建設業の建設機械施工技術検定(1級は実地試験でトラクター系建設機械操作施工法、ショベル系建設機械操作施工法を選択した者、2級は第四種から第六種を除く。)に合格した者 ウ 職業能力開発法に定める養成訓練で建設機械運転科の訓練(通信の方法によるものは除く。)の修了者等</p>
<p>機体重量が 3t 未満の基礎工事用の小型車両系建設機械</p>		<p>機体重量が 3t 以上の建設機械(基礎工事用機械)で動力を用い不特定の場所を自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>ア 車両系建設機械(基礎工事用機械)運転技能講習修了者 イ 建設業の建設機械施工技術検定(1級は実地試験で基礎工事用機械操作施工法を選択した者。2級は第一種から第五種を除く。)に合格した者</p>
<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>機体重量が 3t 以上の建設機械(解体用機械)で動力を用い不特定の場所を自走できるものの運転(道</p>	<p>ア 車両系建設機械(解体用機械)運転技能講習修了者 イ 建設業の建設機械施工技術検定(1級は実地試験でショ</p>

		路上を走行させる運転を除く。)の業務	ベル系建設機械操作施工法を選択した者。2級は第一種、第三種から第六種を除く。)に合格した者 ウ 職業能力開発法に定める養成訓練で建設機械整備科、建設機械運転科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)の修了者等
車両系(自走式)以外の基礎工事用建設機械			
基礎工事用車両系建設機械			
ローラー(諦固め用建設機械)			
コンクリート打設用車両系建設機械			
ボーリングマシン			
ジャッキ式つり上げ機械			
作業床の高さが10m未満の高所作業車		作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	高所作業車運転技能講習修了者
巻上げ機			
軌道装置の動力			

車			
小型ボイラー		ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱い	ア 特級ボイラー技士免許を受けた者 イ 1級ボイラー技士免許を受けた者 ウ 2級ボイラー技士免許を受けた者 エ 一定のボイラー取扱業務はボイラー取扱技能講習修了者
/	/	上覧のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーは主蒸気管、給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接の業務を除く。）の業務	特別ボイラー溶接技師免許を受けた者
/	/	ボイラー（小型ボイラーを除く。）、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の整備の業務	ボイラー整備士免許を受けた者
つり上げ荷重5t未満のクレーン及びつり上げ荷重が5t未以上の跨線テルハ		つり上げ荷重5t以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務	ア クレーン・デリック運転士免許を受けた者 イ 運転手が荷とともに移動する方式あつては床上操作式

			クレーン運転技能講習修了者
つり上げ荷重1t未満の移動式クレーン		つり上げ荷重 1t以上の移動式クレーンの運転（道路交通法の道路を走行させる運転を除く。）の業務	ア 移動式クレーン運転士免許を受けた者 イ 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
つり上げ荷重5t未満のデリック		つり上げ荷重 5t以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
建設用リフト			
玉掛け		制限荷重が 1t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け業務	ア 玉掛け技能講習修了者 イ 職業能力開発法に定める玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）の修了者等
ゴンドラ			
高気圧作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機			
高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコック			
高気圧気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又			

はコック			
潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコック		潜水器を用いて空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許を受けた者
再圧室			
高圧室			
四アルキル鉛等			
酸素欠乏危険作業			
特殊化学設備			
透過写真			
核燃料物質等			
原子炉施設における核燃料物質等			
放射線の事故由来廃棄物等の処分			
電離放射線特例緊急作業			
特定粉じん作業			
ずい道等			
産業用ロボット			
自動車用タイヤ			
廃棄物の焼却施設			
石綿が使用されている建築物、工作物又は鋼製の船舶			

除染等業務及び 特定線量下業務			
ロープ高所作業			